



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
10月18日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 条 例

- ※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(DX推進課) ..... 8
- ※地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(人事課) ..... 8
- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) ..... 9
- ※滋賀県税条例の一部を改正する条例(税政課) ..... 13
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) ..... 13
- ※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課) ..... 32
- ※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(財政課) ..... 32
- ※滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(医療福祉推進課) ..... 34
- ※滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(子ども若者政策・私学振興課) ..... 34
- ※滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(障害福祉課) ..... 35
- ※滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(文化財保護課) ..... 36
- ※滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(イノベーション推進課) ..... 36
- ※滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(イノベーション推進課) ..... 37
- ※滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(イノベーション推進課) ..... 37
- ※滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(中小企業支援課) ..... 38
- ※滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(水産課) ..... 38
- ※滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(森林政策課) ..... 40
- ※滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(流域政策局) ..... 40
- ※滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例(流域政策局) ..... 41
- ※滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(流域政策局) ..... 41
- ※滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例(都市計画課) ..... 42
- ※滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化芸術振興課) ..... 43
- ※滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(県民活動生活課) ..... 44
- ※滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化芸術振興課) ..... 44
- ※水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(環境政策課) ..... 45
- ※滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院事業庁) ..... 46
- ※滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(下水道課) ..... 47
- ※滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化芸術振興課) ..... 48
- ※滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化芸術振興課) ..... 49
- ※滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化財保護課) ..... 50

- ※滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 51
- ※滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 52
- ※滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 53
- ※滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 53
- ※滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 54
- ※滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 55
- ※滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 56
- ※滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化芸術振興課) ..... 57
- ※滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 57
- ※滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 58
- ※滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) ..... 59
- ※滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課) .... 59

公布された条例のあらまし

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第44号)
  - 1 次に掲げる条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条から第3条まで関係)
    - (1) 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年滋賀県条例第61号)
    - (2) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年滋賀県条例第1号)
    - (3) 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)
  - 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。
- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第45号)
  - 1 次に掲げる条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条および第2条関係)
    - (1) 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年滋賀県条例第4号)
    - (2) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例(昭和43年滋賀県条例第22号)
    - (3) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)
    - (4) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)
    - (5) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号)
  - 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。
- 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)
  - 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)ならびに同法の施行のための規則に基づく事務の一部を市に移譲することとしました。(別表関係)
  - 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定を行うことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表関係)
  - 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)および特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)に基づく事務を移譲対象から除くこととしました。(別表関係)
  - 4 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表関係)
  - 5 その他
    - (1) この条例は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める日から施行することとしまし

た。

ア 1および2の規定 令和7年4月1日

イ 3の規定および② 令和8年4月1日

ウ 4の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)の施行の日

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ **滋賀県税条例の一部を改正する条例**(条例第47号)

1 納税証明書の交付手数料の額を改定することとしました。(第11条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例**(条例第48号)

1 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)の一部改正に伴い、同法第5条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料の額を改定するとともに、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条による改正後の第2条関係)

2 美術館および琵琶湖博物館について、障害者の観覧のために介護を行う者(以下「介護者」という。)、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者および県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧する乳児または幼児(以下「乳児等」という。)の引率者が常設展示を観覧する場合に観覧料を無料とするとともに、介護者ならびに乳児等およびその引率者が企画展示を観覧する場合に観覧料を無料とすることとしました。(第1条による改正後の別表第28および別表第28の2関係)

3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条による改正後の別表第43関係)

4 旅券法に基づく事務手数料のうち、一般旅券の発給に係る手数料の額を改定することとしました。(第1条による改正後の別表第49関係)

5 教員認定講習会受講料ほか100件の使用料および手数料の額を改定することとしました。(第2条による改正後の第2条、別表第2から別表第6まで、別表第11、別表第28から別表第30まで、別表第32、別表第34から別表第35まで、別表第39、別表第40、別表第42から別表第45まで、別表第48、別表第50から別表第53まで、別表第55の2、別表第56、別表第58、別表第63、別表第63の2、別表第67から別表第69までおよび別表第71関係)

6 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務手数料を新たに設定することとしました。(第2条による改正後の第2条および別表第54関係)

7 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料のうち、結核病検査ほか4件の手数料を廃止することとしました。(第2条による改正後の別表第45関係)

8 漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づく琵琶湖海区漁業調整委員会の指示による承認に係る標旗の交付の手数料等を新たに設定することとしました。(第3条による改正後の別表第40関係)

9 その他

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、次のアからオまでに掲げる規定は、当該アからオまでに定める日から施行することとしました。

ア 2の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

イ 4の規定および② 令和7年3月24日

ウ 8の規定 令和7年10月1日

エ 1の規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

オ 3の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

(4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ **滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例**(条例第49号)

1 道路交通法(昭和35年法律第105号)等に基づく警察関係事務手数料の額の一部を改定することとしました。(第1条による改正後の別表第7、別表第8、別表第11および別表第13関係)

2 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく警察関係事務手数料について、保管場所標章の交付および再交付の手数料を廃止することとしました。(第2条による改正後の別表第8関係)

- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、2は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第35号)の施行の日から施行することとしました。
- **滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**(条例第50号)
- 1 工業技術総合センター使用料、東北部工業技術センター設備使用料および薬事設備使用料の額を改定することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第51号)
- 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第52号)
- 1 障害者の使用のために介護を行う者について、大宿泊室および小宿泊室の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- **滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第53号)
- 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**(条例第54号)
- 1 障害者の観覧のために介護を行う者ならびに県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧しようとする乳児または幼児およびこれらの者の引率者は、観覧に係る使用料の納付を要しないこととしました。(本則関係)
- 2 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- **滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第55号)
- 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県立草津S O H Oビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第56号)
- 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第57号)
- 1 障害者の観覧のために介護を行う者(以下「介護者」という。)、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者および県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧する乳児または幼児(以下「乳児等」という。)の引率者について、陶芸館の常設展示の観覧料を無料とする対象者に加えるとともに、介護者ならびに乳児等およびその引率者について、陶芸館の企画展示の観覧料を無料とする対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- **滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例**(条例第58号)
- 1 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第59号)
- 1 障害者の入場のために介護を行う者、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者および県内の幼稚園または保育所等の行事として入場する乳児または幼児の引率者について、使用料および利用料金を無料とする対象者に加えるとともに、県外の幼稚園または保育所等の行事として入場する乳児または幼児の引率者について、使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。



- 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第60号)
  - 1 障害者の宿泊または休憩のために介護を行う者について、ふるさと館の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)
  - 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
  - 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第61号)
  - 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表第2関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第62号)
  - 1 港湾占用料等の額を改定することとしました。(別表関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第63号)
  - 1 流水占用料等の額を改定することとしました。(別表第1～別表第3関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第64号)
  - 1 障害者の使用のために介護を行う者について、グラウンドゴルフ場、陸上競技場等の個人使用およびトレーニング室の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表第2関係)
  - 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表第2関係)
  - 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第65号)
  - 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第66号)
  - 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第67号)
  - 1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
  - 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
  - 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第68号)
  - 1 上のせ排水基準の項目のうち大腸菌群数を大腸菌数に改めるとともに、その許容限度を改めることとしました。(別表第2関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
  - 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第69号)
  - 1 滋賀県立総合病院駐車場の使用料を駐車場ごとに区分して設定することとしました。(第1条による改正後の別表第3関係)
  - 2 使用料および手数料の額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表第3関係)
  - 3 駐車場の使用料を無料とする場合を改めるとともに、駐車場の使用料を減額する場合を定めることとしました。(第2条による改正後の別表第3関係)
  - 4 使用料を徴収する駐車場に新たな駐車場を追加することとしました。(第3条による改正後の別表第3関係)
  - 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は同年1月1日から、4は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第70号)
  - 1 障害者の使用のために介護を行う者について、使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。

(第1条による改正後の別表関係)

2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ **滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第71号)

1 障害者の宿泊のために介護を行う者について、宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)

2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ **滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第72号)

1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第73号)

1 障害者の観覧のために介護を行う者(以下「介護者」という。)、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者および県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧する乳児または幼児(以下「乳児等」という。)の引率者について、常設展示の使用料および利用料金を無料とする対象者に加えるとともに、介護者ならびに乳児等およびその引率者について、特別展示の使用料および利用料金を無料とする対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)

2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ **滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第74号)

1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者(以下「介護者」という。)が屋内グラウンドまたはトレーニング室を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)

2 介護者を宿泊研修館の宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)

3 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1および2は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ **滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第75号)

1 障害者の使用のために介護を行う者について、アリーナまたはランニングコースを個人使用する場合およびスポーツ・体力測定室またはトレーニング室を使用する場合の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)

2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ **滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第76号)

1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が競技場を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)

2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ **滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第77号)

1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者がアリーナを個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)

2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超え

ない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第78号)

- 1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が競技施設を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第79号)

- 1 障害者の使用のために介護を行う者(以下「介護者」という。)について、トレーニング室の使用料および利用料金を減額する対象者に加えるとともに、県内に居住する65歳以上の者、障害者および介護者について、アリーナを個人使用する場合は使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第80号)

- 1 障害者の使用のために介護を行う者(以下「介護者」という。)について、アイススケート場の貸切り使用以外の使用をする場合の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 県内に居住する65歳以上の者、障害者および介護者がアリーナを個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 3 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1および2は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第81号)

- 1 障害者の使用のために介護を行う者について、キャンプ施設およびロッジの使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第82号)

- 1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第83号)

- 1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第84号)

- 1 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- 2 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

○ 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第85号)

- 1 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

条 例

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第44号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年滋賀県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、「第2条第14項」を「第2条第15項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

(滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年滋賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(滋賀県税条例の一部改正)

第3条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第38条の6の2第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

付 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第45号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の

8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(滋賀県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例(昭和43年滋賀県条例第22号)第8条
- (2) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)第11条
- (3) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)第5条
- (4) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号)第5条

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第46号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(32)の4の項の次に次のように加える。

|   |              |
|---|--------------|
| <p>(32)の5 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(規則で定める区域に係るものを除く。)</p> <p>ア 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可</p> <p>イ 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表および通知</p> <p>ウ 法第14条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付および不許可の通知</p> <p>エ 法第15条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成等に関する工事の協議</p> <p>オ 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>カ 法第16条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>キ 法第17条第1項の規定による完了検査</p> <p>ク 法第17条第2項の規定による検査済証の交付</p> <p>ケ 法第17条第4項の規定による確認</p> | <p>近江八幡市</p> |
|---|--------------|

- コ 法第17条第5項の規定による確認済証の交付
- サ 法第18条第1項の規定による中間検査
- シ 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付
- ス 法第19条第1項の規定による報告の受理
- セ 法第20条第1項の規定による許可の取消し
- ソ 法第20条第2項の規定による工事の施行の停止および災害防止措置の命令（法第12条第1項の許可に係る工事（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされた工事および法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事を含む。以下この項において同じ。）の工事主等に対するものに限る。）
- タ 法第20条第3項の規定による土地の使用の禁止および制限ならびに災害防止措置の命令（法第12条第1項の許可に係る工事が施行された土地の土地所有者等に対するものに限る。）
- チ 法第20条第4項の規定による工事の施行の停止および工事に係る作業の停止の命令（法第12条第1項の許可に係る工事の工事主等または当該工事に従事する者に対するものに限る。）
- ツ 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の実施および公告（法第12条第1項の許可に係る工事に係るものに限る。）
- テ 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置に要した費用の徴収（法第12条第1項の許可に係る工事に係るものに限る。）
- ト 法第21条第1項の規定による届出の受理
- ナ 法第21条第2項の規定による公表および通知
- ニ 法第21条第3項および第4項の規定による届出の受理
- ヌ 法第22条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告（法第12条第1項の許可に係る工事に係る土地の所有者、管理者、占有者、工事主または工事施行者に対するものに限る。）
- ネ 法第23条第1項および第2項の規定による工事の実施の命令（法第12条第1項の許可に係る工事に係る土地所有者等または法第23条第2項に規定する行為をした者に対するものに限る。）
- ノ 法第24条第1項の規定による立入検査（ア、オ、キ、ケ、サ、セからチまでまたはネを行うために必要な限度のものに限る。）
- ハ 法第25条の規定による報告の徴収（法第12条第1項の許可に係る工事に係るものに限る。）
- ヒ 省令第88条の規定による法第12条第1項または第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付
- フ アからヒまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(32)の6 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める区域に係るものに限る。）

- ア 法第18条第1項の規定による中間検査（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）
- イ 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）

近江八幡市

|   |                  |
|---|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 法第19条第1項の規定による報告の受理（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>エ 法第20条第1項の規定による許可の取消し（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>オ 法第20条第2項の規定による工事の施行の停止および災害防止措置の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事の工事主等に対するものに限る。）</li> <li>カ 法第20条第3項の規定による土地の使用の禁止および制限ならびに災害防止措置の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事が施行された土地の土地所有者等に対するものに限る。）</li> <li>キ 法第20条第4項の規定による工事の施行の停止および工事に係る作業の停止の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事の工事主等または当該工事に従事する者に対するものに限る。）</li> <li>ク 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の実施および公告（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>ケ 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置に要した費用の徴収（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>コ 法第22条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係る土地の所有者、管理者、占有者、工事主または工事施行者に対するものに限る。）</li> <li>サ 法第23条第1項および第2項の規定による工事の実施の命令（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係る土地所有者等または法第23条第2項に規定する行為をした者に対するものに限る。）</li> <li>シ 法第24条第1項の規定による立入検査（ア、エからキまでまたはサを行うために必要な限度のものに限る。）</li> <li>ス 法第25条の規定による報告の徴収（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>セ アからスまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul> |                  |
| <p>(32) の7 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法第18条第1項の規定による中間検査（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>イ 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>ウ 法第19条第1項の規定による報告の受理（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</li> <li>エ 法第24条第1項の規定による立入検査（アを行うために必</li> </ul>  | <p>長浜市および米原市</p> |



|   |  |
|---|--|
| <p>要な限度のものに限る。)</p> <p>オ 法第25条の規定による報告の徴収(アを行うために必要な限度のものに限る。)</p> <p>カ 法第37条第1項の規定による中間検査(法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。)</p> <p>キ 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付(法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。)</p> <p>ク 法第38条第1項の規定による報告の受理(法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。)</p> <p>ケ 法第43条第1項の規定による立入検査(カを行うために必要な限度のものに限る。)</p> <p>コ 法第44条の規定による報告の徴収(カを行うために必要な限度のものに限る。)</p> <p>サ アからコまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> |  |
|---|--|

別表(33)の項中「附則第2条第1項」の右に「および第2項」を加え、「(昭和36年法律第191号)」および「および宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第3号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)(以下この項において「旧省令」という。)」を削り、アからエまでを削り、オをアとし、カをイとし、イの次に次のように加える。

|   |  |
|---|--|
| <p>ウ 旧法第12条第3項において準用する旧法第10条第2項の規定による通知</p> <p>エ 旧法第12条第3項において準用する旧法第11条の規定による宅地造成に関する工事の協議</p> |  |
|---|--|

別表(33)の項中キをオとし、クからシまでをカからコまでとし、同項ス中「第15条第1項から第3項まで」を「第15条第3項」に改め、同項スを同項サとし、同項中セをシとし、ソからツまでをスからタまでとし、テを削り、同表(39)の項および(40)の項を次のように改める。

|                 |  |
|-----------------|--|
| (39) および(40) 削除 |  |
|-----------------|--|

別表(44)の項エ中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項オ中「第8条第6項」を「第9条第6項」に改め、同項カ中「第8条第7項」を「第9条第7項」に改め、同項キ中「第8条第8項」を「第9条第8項」に改め、同項ク中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項ケ中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表(32)の4の項の次に次のように加える改正規定および同表(33)の項の改正規定 令和7年4月1日
  - (2) 別表(39)の項および(40)の項の改正規定ならびに次項の規定 令和8年4月1日
  - (3) 別表(44)の項の改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)の施行の日



- 2 この条例(前項第2号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)の施行の際改正前の別表(40)の項に規定する事務に係る法令の規定により市の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令の規定により市の長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、知事がした処分その他の行為または知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

-----

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第47号

**滋賀県税条例の一部を改正する条例**

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「480円」を「500円」に改める。

**付 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第48号

**滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例**

**第1条** 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「8,200円」を「22,200円」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改める。

別表第28第1項第1号中「高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)もしくは」および「生徒もしくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、同項注1中「同じ。)」の右に「、障害者の観覧のために介護を行う者(以下「介護者」という。)」を、「義務教育学校」の右に「、高等学校」を加え、「(前期課程に限る。)」を削り、「6歳以下の未就学者」を「18歳未満の者」に改め、同項注2を削り、同項注3中「県内の」の右に「幼稚園、」を加え、「の児童」を「(以下「幼稚園等」という。)の幼児、児童」に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出があつた施設(以下「保育所等」という。)の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事」に改め、同項注3を同項注2とし、同項注4中「障害者が」を「障害者および介護者が」に、「当該障害者」を「これらの者」に改め、同項注4を同項注3とし、同項注5中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中

等教育学校の」を「幼稚園等の幼児、」に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事」に改め、同項注5を同項注4とする。

別表第28の2第1項第1号中「高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは」および「生徒もしくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、同項注1中「障害者」の右に「、介護者」を、「義務教育学校」の右に「、高等学校」を加え、「（前期課程に限る。）」を削り、「6歳以下の未就学者」を「18歳未満の者」に改め、同項注2を削り、同項注3中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の」を「幼稚園等の幼児、」に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事」に改め、同項注3を同項注2とし、同項注4中「障害者が」を「障害者および介護者が」に、「当該障害者」を「これらの者」に改め、同項注4を同項注3とし、同項注5中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の」を「幼稚園等の幼児、」に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事」に改め、同項注5を同項注4とし、同表第2項中「高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは」および「生徒もしくは」を削り、「これら」を「これ」に改める。

別表第43(2)の項および(3)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(4)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表(5)の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表(42)の項および(43)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(44)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表(46)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(47)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

別表第49(1)の項中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円」を「4,300円」。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該発給の申請をする場合（以下この表において「電子情報処理組織により発給の申請をする場合」という。）にあつては、1,900円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円）とする。」に改め、同表(2)の項中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円」を「4,300円」。ただし、電子情報処理組織により発給の申請をする場合にあつては、1,900円（同項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円）とする。」に改め、同表(3)の項中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円」を「4,300円」。ただし、電子情報処理組織により発給の申請をする場合にあつては、1,900円（同項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円）とする。」に改める。

**第2条** 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「930円」を「980円」に改め、同項第10号中「県立学校等各種証明手数料」を「総合保健専門学校、看護専門学校、高等技術専門学校、農業大学校ならびに県立の中学校、高等学校および特別支援学校に係る各種証明手数料」に、「530円」を「560円」に改め、同項第11号から第13号の2までの規定中「530円」を「560円」に改め、同項第13号の

3中「職員」の右に「(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条および第2条に規定する職員を含む。)」を加え、「580円」を「610円」に改め、同項第14号および第15号中「480円」を「500円」に改め、同項第15号の2から第17号までの規定中「580円」を「610円」に改め、同項第18号中「1,000円」を「1,050円」に改め、同項第20号から第22号までの規定中「580円」を「610円」に改め、同項第23号中「3,400円」を「3,530円」に、「340円」を「350円」に改め、同項第23号の2中「35,000円」を「35,300円」に、「580円」を「610円」に改め、同項第24号中「7,400円」を「7,800円」に、「5,800円」を「6,100円」に、「3,600円」を「3,800円」に、「3,400円」を「3,600円」に改め、同項第25号中「8,800円」を「9,200円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同項第25号の2および第26号中「580円」を「610円」に改め、同項第27号中「530円」を「560円」に改め、同項第30号中「1,600円」を「1,680円」に改め、同項第32号中「370円」を「390円」に改め、同項第35号中「580円」を「610円」に改め、同項第36号中「2,220円」を「2,270円」に、「4,560円」を「4,670円」に改め、同項第37号中「建設業者許可証明および許可確認手数料」を「建設業者許可証明手数料」に、「530円」を「560円」に改め、同項第37号の2および第37号の3中「580円」を「610円」に改め、同項第37号の4から第39号の5までの規定中「530円」を「560円」に改め、同項第41号中「1,300円」を「1,400円」に改め、同項第42号および第43号中「660円」を「700円」に改め、同条第2項第7号中「3,000円」を「3,200円」に改め、同項第8号中「130,000円」を「136,000円」に、「7,500円」を「7,800円」に、「24,000円」を「25,000円」に、「120,000円」を「125,000円」に、「110,000円」を「115,000円」に、「36,000円」を「37,000円」に、「51,000円」を「52,000円」に改め、同項第9号および第11号中「22,000円」を「23,000円」に改め、同項第18号中「960円」を「1,000円」に改め、同項第23号中「3,900円」を「4,100円」に、「7,700円」を「8,100円」に改め、同項第28号中「530円」を「560円」に改め、同項第31号中「2,690円」を「2,750円」に、「3,400円」を「3,530円」に、「340円」を「350円」に改め、同項第34号の2中「150,000円」を「151,000円」に改め、同項第44号中「23,000円」を「24,200円」に、「11,000円」を「11,600円」に、「460円」を「480円」に、「230円」を「240円」に改め、同項第47号中「11,300円」を「11,900円」に改め、同項第50号中「18,300円」を「19,000円」に、「43,000円」を「45,000円」に、「4,200円」を「4,400円」に、「6,700円」を「6,900円」に改め、同項第53号中「8,000円」を「8,100円」に、「56,000円」を「59,000円」に改め、同項第55号中「7,900円」を「8,300円」に改め、同項第58号中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項第61号中「別表第3の1の項の第4欄」を「別表第3の1の2の項の第4欄」に、「530円」を「560円」に、「3,030円」を「3,160円」に改め、同項第71号の2中「15,000円」を「16,000円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「12,800円」を「13,100円」に、「9,900円」を「10,200円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「500円」を「530円」に改め、同項第73号中「30,000円」を「31,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に、「640円」を「670円」に、「390円」を「400円」に改め、同項第73号の2中「27,000円」を「28,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第74号中「20,000円」を「21,000円」に、

「11,000円」を「11,600円」に、「150,000円」を「155,000円」に、「90,000円」を「93,500円」に、「5,700円」を「5,900円」に、「2,400円」を「2,500円」に改め、同項第79号の2中「43,000円」を「44,000円」に、「4,300円」を「4,400円」に改め、同項第80号中「30,000円」を「31,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に改め、同項第81号中「2,500円」を「2,600円」に改める。

別表第2第3項第1号中「1,120円」を「1,180円」に改め、同項第2号中「2,120円」を「2,230円」に改め、同項第3号中「580円」を「610円」に改める。

別表第3中「1,850」を「1,880」に、「3,370」を「3,530」に、「6,820」を「6,930」に、「2,300」を「2,410」に、「4,610」を「4,780」に、「6,550」を「6,880」に、「2,310」を「2,430」に、「1,800」を「1,860」に、「2,290」を「2,330」に、「6,610」を「6,790」に、「18,000」を「18,100」に、「11,000」を「11,300」に、「4,800」を「5,000」に、「580」を「610」に改める。

別表第4中「7,120」を「7,290」に、「17,700」を「18,100」に、「11,600」を「11,900」に、「3,590」を「3,750」に、「1,450」を「1,470」に、「2,350」を「2,410」に、「4,380」を「4,430」に、「6,330」を「6,490」に、「4,060」を「4,130」に、「11,700」を「12,000」に、「11,900」を「12,200」に、「2,240」を「2,300」に、「3,560」を「3,660」に、「4,300」を「4,420」に、「3,640」を「3,710」に、「3,120」を「3,200」に、「6,350」を「6,500」に、「10,100」を「10,300」に、「33,100」を「33,900」に、「2,640」を「2,720」に、「4,140」を「4,230」に、「2,030」を「2,080」に、「9,370」を「9,620」に、

「2,490」を「2,570」に、

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| 一般細菌数 | 同 | 1,660 |
|-------|---|-------|

を「

|   |
|---|
| 一 |
|---|

」

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| 一般細菌数 | 同 | 1,700 |
|-------|---|-------|

に、「1,800」を「1,850」に、「3,420」を

「3,530」に、「9,570」を「9,810」に、「3,960」を「4,050」に、「5,520」を「5,790」に、「4,240」を「4,340」に、「9,990」を「10,270」に、「5,380」を「5,510」に、「1,850」を「1,880」に、「3,370」を「3,530」に、「6,820」を「6,930」に、「2,300」を「2,410」に、「4,610」を「4,780」に、「6,550」を「6,880」に、「3,240」を「3,310」に、「1,500」を「1,530」に、「4,310」を「4,390」に、「34,600」を「35,700」に、

「

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| 簡易なもの | 同 | 1,660 |
|-------|---|-------|

」を「

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 簡易なもの | 同 |  |
|-------|---|--|

」

|       |
|-------|
| 1,710 |
|-------|

に、「2,200」を「2,260」に、「4,110」を「4,220」に、「29,300」を

「30,100」に、「4,650」を「4,760」に、「580」を「610」に改める。

別表第5第1項の表の部分を次のように改める。

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 区 | 分 | 単 | 位 | 金 | 額 |
|---|---|---|---|---|---|

|                      |      |              |                     |
|----------------------|------|--------------|---------------------|
| 材料試験                 | 強度試験 | 1 試料<br>1 項目 | 最低 960円<br>最高 2,600 |
|                      | 硬さ試験 | 同            | 1,300               |
| 化学分析                 | 定性分析 | 1 成分         | 2,180               |
|                      | 定量分析 | 同            | 3,090               |
| pH 測定                |      | 1 試料         | 1,280               |
| デザイン指導               |      | 1 時間         | 4,540               |
| 成績書の<br>複本または<br>証明書 | 和文   | 1 通          | 610                 |
|                      | 英文   | 同            | 710                 |
| 成績書の英文作成             |      | 同            | 2,330               |

別表第5第2項中「5,680」を「5,700」に、「4,500」を「4,620」に、「3,530」を「3,620」に、「2,430」を「2,540」に、「2,190」を「2,280」に、「2,140」を「2,150」に、「6,360」を「6,510」に、「5,070」を「5,320」に、「20,980」を「22,030」に、「1,430」を「1,500」に、「1,230」を「1,290」に、「2,450」を「2,520」に、「6,400」を「6,540」に、「3,070」を「3,220」に、「6,890」を「7,090」に、「3,100」を「3,190」に、「6,670」を「6,900」に、「4,550」を「4,700」に、「580」を「610」に、680 を「

710 に、「2,240」を「2,330」に改める。

別表第6の表の部分の部分を次のように改める。

| 区 分  | 単 位           | 金 額                               |
|------|---------------|-----------------------------------|
| 分析試験 | 定性分析          | 1 成分 2,350円                       |
|      | 定量分析(繊維・有機成分) | 同 最低 3,690<br>最高 5,300            |
|      | 定量分析(金属・無機成分) | 同 3,090                           |
| 材料試験 | 糸物性試験         | 1 試料<br>1 項目 最低 1,110<br>最高 1,240 |
|      | 布物性試験         | 同 1,230<br>1,240                  |
|      | 繊維鑑定          | 1 成分 1,490                        |
|      | 繊維混用率試験       | 同 1,690                           |
|      | 顕微鏡写真撮影       | 1 試料 4,730                        |
|      | プラスチック強度試験    | 1 試料 2,010                        |

|                      |                                  |                                       |                    |
|----------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------------------|
|                      |                                  | 1 項 目                                 |                    |
| 硬 さ 試 験              |                                  | 同                                     | 1,230              |
| 硬さ分布<br>試験           | ロックウェル<br>ピッカース<br>マイクロピッ<br>カース | 1 試 料<br>(10測点まで)<br>これを超える場合<br>は1測点 | 3,620<br><br>330   |
| 硬さ測定用試料調整            |                                  | 1 試 料                                 | 450                |
| 強 度 試 験              |                                  | 1 試 料<br>1 項 目                        | 最低 950<br>最高 2,610 |
| 染 色 堅 ろ う 度 試 験      |                                  | 同                                     | 1,640              |
| デ ザ イ ン 指 導          |                                  | 1 時 間                                 | 4,490              |
| 成績書の<br>複本また<br>は証明書 | 和 文                              | 1 通                                   | 610                |
|                      | 英 文                              | 同                                     | 710                |
| 成 績 書 の 英 文 作 成      |                                  | 同                                     | 2,330              |

別表第6中注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

別表第11第2項および第4項中「530円」を「560円」に改める。

別表第28第1項第1号中「320」を「340」に、「540」を「570」に、「260」を「280」に、「430」を「460」に改め、同表第2項中「1,200」を「1,250」に、「1,600」を「1,650」に、「2,400」を「2,500」に改め、同表第3項中「1,450」を「1,520」に、「2,900」を「3,050」に、「5,820」を「6,110」に改め、同表第4項中「19,800」を「20,800」に、「9,900円」を「10,400円」に、「1,200」を「1,300」に改める。

別表第28の2第1項第1号中「450」を「470」に、「800」を「840」に、「360」を「380」に、「640」を「670」に改め、同表第2項中「900」を「940」に、「1,600」を「1,680」に改め、同表第3項中「1,450」を「1,520」に、「2,900」を「3,050」に、「5,820」を「6,110」に改める。

別表第29中「6,700」を「7,000」に、「18,500」を「19,400」に、「19,800」を「20,700」に、「34,400」を「36,000」に、「41,100」を「43,000」に、

|       |       |
|-------|-------|
| 2,630 | 3,580 |
|-------|-------|

「

|       |
|-------|
| 2,630 |
|-------|

」を「

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 2,760 | 3,730 | 2,760 |
|-------|-------|-------|

」に、「1,720」を「1,800」

に、「2,370」を「2,480」に、「6,350」を「6,640」に、「8,340」を「8,720」に、

「

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 3,580 | 4,760 | 3,580 |
|-------|-------|-------|

」を「

|       |       |
|-------|-------|
| 3,750 | 5,000 |
|-------|-------|

」

「

|       |
|-------|
| 3,750 |
|-------|

」に、「6,070」を「6,350」に、「7,930」を「8,300」に、「3,160」を

「3,310」に、「4,090」を「4,280」に、「4,850円」を「5,090円」に改める。

別表第30中「15,300」を「16,200」に、「20,400」を「21,300」に、「10,200」を「10,800」に、「13,600」を「14,200」に、「5,100」を「5,400」に、「6,800」を「7,100」に改める。

別表第32中「10,900」を「11,400」に、「15,500」を「16,300」に、「36,000」を「37,800」に、「26,200」を「27,500」に改める。

別表第34中「150,000円」を「155,000円」に、「90,000円」を「93,000円」に、「16,800円」を「17,600円」に、「13,200円」を「13,800円」に、「10,100円」を「10,600円」に、「8,000円」を「8,200円」に、「23,100円」を「24,300円」に、「18,200円」を「19,000円」に、「14,700円」を「15,300円」に、「11,600円」を「12,200円」に、「27,100円」を「27,900円」に、「23,500円」を「24,200円」に改める。

別表第34の2中「17,000」を「17,800」に、「540」を「570」に改める。

別表第34の3中「22,000円」を「23,000円」に、「12,000円」を「12,600円」に、「7,500円」を「7,800円」に改める。

別表第35中「37,000円」を「38,000円」に、「24,000円」を「24,500円」に、「12,000円」を「12,100円」に改める。

別表第39中「2,500」を「2,600」に、「2,000」を「2,100」に、「1,700」を「1,800」に、「1,100」を「1,200」に改める。

別表第40(1)の項および(2)の項中「3,500」を「3,700」に改め、同表(3)の項中「2,400」を「2,500」に改め、同表(4)の項および(5)の項中「1,100」を「1,200」に改め、同表(6)の項中「2,400」を「2,500」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「470」を「490」に改め、同表(9)の項中「260」を「270」に改める。

別表第42(1)の項中「4,800」を「5,000」に、「7,100」を「7,500」に、「7,500」を「7,900」に、「8,000」を「8,400」に改め、同表(2)の項中「2,300」を「2,400」に改め、同表(3)の項中「3,400」を「3,600」に改め、同表(4)の項中「2,400」を「2,500」に、「3,400」を「3,600」に、「3,700」を「3,900」に、「3,900」を「4,100」に改め、同表(5)の項中「420」を「440」に改める。

別表第43(1)の項中「17,000円」を「18,000円」に、「26,000円」を「27,000円」に、「39,000円」を「41,000円」に、「91,000円」を「96,000円」に、「140,000円」を「150,000円」に、「230,000円」を「240,000円」に、「290,000円」を「300,000円」に、「450,000円」を「470,000円」に、「750,000円」を「790,000円」に改め、同表(2)の項中「18,000円」を「19,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「34,000円」を「36,000円」に、「63,000円」を「66,000円」に、「81,000円」を「85,000円」に、「140,000円」を「150,000円」に、「180,000円」を「190,000円」に、「280,000円」を「290,000円」に、「530,000円」を「560,000円」に、「9,200円」を「9,400円」に、「26,000円」を「27,000円」に、「79,000円」を「81,000円」に、「124,000円」を「127,000円」に、「157,000円」を「161,000円」に、「196,000円」を「201,000円」に、「275,000円」を「282,000円」に改め、同表(3)の項中「15,000円」を「16,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に、「29,000円」



を「30,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「75,000円」を「79,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に、「170,000円」を「180,000円」に、「270,000円」を「280,000円」に、「520,000円」を「550,000円」に改め、同表(4)の項中「15,000円」を「16,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「31,000円」を「33,000円」に、「57,000円」を「60,000円」に、「73,000円」を「77,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「260,000円」を「270,000円」に、「470,000円」を「490,000円」に改め、同表(5)の項中「120,000円」を「130,000円」に改め、同表(5)の2の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(6)の項および(7)の項中「35,000円」を「37,000円」に改め、同表(8)の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(9)の項および(10)の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(11)の項中「160,000円」を「170,000円」に、「99,000円」を「100,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に改め、同表(12)の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(12)の2の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(13)の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(13)の2の項および(14)の項中「35,000円」を「37,000円」に改め、同表(15)の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(16)の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(16)の2の項から(18)の項までの規定中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(19)の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(19)の2の項中「81,000円」を「85,000円」に改め、同表(19)の3の項中「28,700円」を「31,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同表(19)の4の項から(22)の5の項までの規定中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(22)の6の項および(23)の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(24)の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(24)の2の項から(25)の2の項までの規定中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(26)の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(27)の項から(29)の項までの規定中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(30)の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(31)の項中「130,000円」を「140,000円」に改め、同表(31)の2の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(32)の項および(33)の項中「81,000円」を「85,000円」に改め、同表(34)の項および(35)の項中「210,000円」を「220,000円」に改め、同表(36)の項中「81,000円」を「85,000円」に改め、同表(37)の項および(38)の項中「210,000円」を「220,000円」に改め、同表(39)の項中「6,700円」を「7,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同表(40)の項から(40)の4の項までの規定中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表(40)の5の項中「130,000円」を「140,000円」に改め、同表(40)の6の項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同表(41)の項中「26,000円」を「27,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「6,600円」を「6,900円」に改め、同表(42)の項中「30,000円」を「32,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に改め、同表(43)の項中「29,000円」を「30,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に改め、同表(44)の項中「27,000円」を「28,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改め、同表(45)の項中「24,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に改め、同表(46)の項中「26,000円」を「27,000円」に改め、同表(47)の項中「19,000円」を「20,000円」に改め、同表(48)の項から



(50)の項までの規定中「30,000円」を「32,000円」に改める。

別表第43の2中「17,000」を「17,800」に、「540」を「570」に、「6,200」を「6,300」に、「7,800」を「8,200」に、「3,400」を「3,600」に、「3,800」を「3,900」に改める。

別表第43の2の2中「2,000」を「2,100」に、「31,700」を「33,300」に、「36,800」を「38,600」に、「6,000」を「6,300」に、「810」を「820」に、「1,800」を「1,900」に改める。

別表第43の3(1)の項中「18,900」を「19,800」に改め、同表(2)の項中「8,700」を「9,100」に改め、同表(4)の項中「61,000」を「64,000」に改め、同表(5)の項中「39,000」を「41,000」に改め、同表(6)の項中「580」を「610」に改める。

別表第44(2)の項中「14,700」を「15,400」に改め、同表(3)の項中「10,200」を「10,700」に改め、同表(4)の項中「6,400」を「6,600」に改め、同表(5)の項中「5,100」を「5,300」に改め、同表(6)の項中「2,400」を「2,500」に改め、同表(7)の項中「3,600」を「3,700」に改める。

別表第45(1)の項を次のように改める。

|  |   |  |                |
|--|---|--|----------------|
| (1) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下この表において「法」という。)第5条第1項または第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)の手数料 | 牛 | ヨーネ病検査(疑似患者の再検査を除く。)   | 1頭1回につき 690円   |
|  |   | 牛海綿状脳症検査   | 1頭1回につき 4,700円 |
|  | 鶏 | 家きんサルモネラ症検査(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第1条に規定する病原体による家きんサルモネラ症に係る検査に限る。) | 1羽1回につき 40円    |
|  |   | 蜜蜂 <sup>を</sup> 腐蛆病検査  | 1蜂群1回につき 60円   |

別表第45(2)の項中「200円」を「210円」に改め、同表(3)の項中「第31条第2項」を「第31条第3項」に、「740円」を「780円」に改め、「(昭和26年農林省令第35号)」を削り、「330円」を「340円」に改める。

別表第48(1)の項および(2)の項中「3,700」を「3,800」に改め、同表(6)の項中「11,700」を「11,800」に改める。

別表第50(10)の項から(14)の項までの規定中「530」を「560」に改める。

別表第51(1)の項中「14,600」を「14,800」に、「3,900」を「4,100」に改め、同表(2)の項中「2,700」を「2,800」に改め、同表(3)の項中「4,000」を「4,100」に改める。

別表第52(1)の項中「250,000」を「260,000」に、「370,000」を「390,000」に、「480,000」を「500,000」に、「630,000」を「650,000」に、「830,000」を「860,000」に改め、同表

(2)の項および(3)の項中「7,500」を「7,800」に、「11,000」を「12,000」に、「35,000」を「36,000」に、「43,000」を「45,000」に、「58,000」を「60,000」に改める。

別表第53(1)の項中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(2)の項中「10,500円」を「10,800円」に改め、同表(2)の2の項から(2)の5の項までの規定中「10,500円」を「10,600円」に改め、同表(3)の項中「29,000円」を「30,000円」に、「29,500円」を「29,800円」に改め、同表(4)の項アからウまでの規定中「10,500円」を「10,800円」に改め、同項エ中「10,400円」を「10,700円」に改め、同項オ中「10,500円」を「10,800円」に改め、同表(6)の項中「7,100円」を「7,500円」に改め、同表(7)の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(8)の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(8)の2の項中「7,500円」を「7,600円」に改め、同表(8)の3の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(8)の4の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(9)の項中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(10)の項中「10,500円」を「10,800円」に改め、同表(10)の2の項中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(10)の3の項中「10,500円」を「10,800円」に改め、同表(10)の4の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(10)の5の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(10)の6の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(10)の7の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(11)の項および(11)の2の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(12)の項および(12)の2の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(13)の項および(13)の2の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(14)の項および(14)の2の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(14)の2の2の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(14)の2の3の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(14)の2の4の項中「第26条の6第6項」を「第26条の4第6項」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(14)の2の5の項中「第26条の7第7項」を「第26条の5第7項」に、「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(14)の3の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(14)の4の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(14)の5の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(14)の6の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(14)の7の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(14)の8の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(15)の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(16)の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(16)の2の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表(16)の3の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(17)の項中「150,000円」を「153,600円」に、「131,900円」を「135,100円」に、「6,300円」を「6,500円」に、「131,000円」を「134,100円」に、「58,900円」を「59,100円」に改め、同表(18)の項中「138,200円」を「141,500円」に、「114,900円」を「117,700円」に、「115,600円」を「115,800円」に、「47,100円」を「48,400円」に改め、同表(19)の項中「90,000円」を「92,200円」に、「85,800円」を「86,500円」に、「85,500円」を「87,500円」に改め、同表(20)の項中「51,100円」を「52,400円」に、「48,500円」を「49,700円」に、「5,700円」を「5,800円」に、「24,200円」を「24,900円」に、「48,100円」を「49,400円」に、「23,900円」を「24,500円」に改め、同表(21)の項中「81,200円」を「83,200円」に、「77,000円」を「79,000円」に、「41,300円」を「42,300円」に、「77,300円」を「79,200円」に

に、「35,700円」を「36,600円」に、「30,800円」を「31,600円」に改め、同表(21)の2の項中「38,000円」を「39,800円」に、「26,800円」を「28,100円」に改め、同表(21)の3の項中「20,300円」を「21,300円」に改め、同表(22)の項中「69,700円」を「70,900円」に、「34,000円」を「34,300円」に改め、同表(23)の項中「30,100円」を「30,300円」に改め、同表(24)の項中「48,800円」を「50,700円」に、「13,400円」を「14,100円」に改め、同表(25)の項中「104,100円」を「105,200円」に、「73,000円」を「73,100円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「39,300円」を「41,100円」に改め、同表(25)の2の項中「104,100円」を「105,200円」に、「73,000円」を「73,100円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「39,300円」を「41,100円」に改め、同表(25)の2の2の項中「48,800円」を「50,700円」に、「13,400円」を「14,100円」に改め、同表(25)の2の3の項中「150,000円」を「153,600円」に、「131,000円」を「134,100円」に、「95,000円」を「97,200円」に改め、同表(25)の3の項中「138,200円」を「141,500円」に、「115,600円」を「115,800円」に、「70,100円」を「71,800円」に改め、同表(25)の5の項中「20,300円」を「21,300円」に改め、同表(26)の項中「69,100円」を「70,800円」に改め、同表(29)の項中「150,000円」を「153,600円」に改め、同表(30)の項中「138,200円」を「141,500円」に改める。

別表第54中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同表(1)の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「) (以下)を「。以下」に、「旧法」を「法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に改め、「基づく宅地造成」の右に「もしくは特定盛土等に関する工事の許可または法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等」を加え、同項ア中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「9,500円」を「12,000円」に改め、同項イ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「17,000円」を「24,000円」に改め、同項ウ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「26,000円」を「35,000円」に改め、同項エ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」に、「39,000円」を「54,000円」に改め、同項ロ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「340,000円」を「639,000円」に改め、同項コを同項サとし、同項ケ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「280,000円」を「494,000円」に改め、同項ケを同項コとし、同項ク中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「210,000円」を「350,000円」に改め、同項クを同項ケとし、同項キ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「130,000円」を「223,000円」に改め、同項キを同項クとし、同項カ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「86,000円」を「145,000円」に改め、同項カを同項キとし、同項オ中「切土または盛土」を「盛土または切土」に、「55,000円」を「90,000円」に改め、同項オを同項カとし、同項エの次に次のように加える。

|  |         |
|--|---------|
| オ 盛土または切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 66,000円 |
|--|---------|

別表第54(2)の項中「旧法第12条第1項」を「法第16条第1項」に改め、「基づく宅地造成」

の右に「もしくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可または法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等」を加え、「340,000円」を「639,000円」に、「に関する工事の設計」を「または特定盛土等に関する工事の設計」に、「切土または盛土」を「盛土または切土」に改め、「係る宅地造成」の右に「または特定盛土等」を加え、「9,700円」を「14,000円」に改め、同項を同表(3)の項とし、同表(1)の項の次に次のように加える。

|  |          |
|--|----------|
| (2) 法第12条第1項または第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料 |          |
| ア 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの                           | 11,000円  |
| イ 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの             | 14,000円  |
| ウ 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの           | 16,000円  |
| エ 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの           | 20,000円  |
| オ 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの           | 28,000円  |
| カ 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの          | 32,000円  |
| キ 土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの         | 39,000円  |
| ク 土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの         | 53,000円  |
| ケ 土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの         | 72,000円  |
| コ 土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの        | 108,000円 |
| サ 土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの                      | 133,000円 |

別表第54(3)の項の次に次のように加える。

|  |   |
|--|---|
| (4) 法第16条第1項または第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | 変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が133,000円を超えるときは、133,000円)<br>ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行 |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
|  | う土地の面積)に応じて(2)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額<br>イ 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じて(2)の項に定める金額<br>ウ その他の変更については、14,000円 |
| (5) 法第18条第1項または第37条第1項の規定に基づく宅地造成または特定盛土等に関する工事の検査の申請に対する審査の手数料<br>ア 盛土または切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの<br>イ 盛土または切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの<br>ウ 盛土または切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの<br>エ 盛土または切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの<br>オ 盛土または切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの<br>カ 盛土または切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの | 4,000円<br>6,000円<br>12,000円<br>24,000円<br>42,000円<br>60,000円  |
| (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく法第12条第1項等の規定に適合していることを証する書面の交付の申請に対する審査の手数料   | 6,000円  |

別表第55の2(1)の項中「18,900」を「19,800」に改め、同表(2)の項中「8,700」を「9,100」に改め、同表(3)の項中「9,000」を「9,500」に改め、同表(6)の項中「580」を「610」に改める。

別表第56(1)の項ア(ア)中「8,200円」を「8,600円」に改め、同項ア(イ)中「41,000円」を「43,000円」に改め、同項ア(ロ)中「82,000円」を「86,000円」に改め、同項ア(ハ)中「280,000円」を「290,000円」に改め、同項イ(イ)中「28,000円」を「29,000円」に改め、同項イ(ロ)中「62,000円」を「64,000円」に改め、同項イ(ハ)中「190,000円」を「200,000円」に改め、同項イ(カ)中「250,000円」を「260,000円」に改め、同項イ(ク)中「450,000円」を「470,000円」に改め、同項ウ(ア)中「82,000円」を「86,000円」に改め、同項ウ(ロ)中「250,000円」を「260,000円」に改め、同項ウ(ハ)中「370,000円」を「380,000円」に改め、同項ウ(カ)中「480,000円」を「500,000円」に改め、同項ウ(キ)中「630,000円」を「650,000円」に改め、

同項ウ(ウ)中「830,000円」を「860,000円」に改め、同表(2)の項中「830,000円」を「860,000円」に、「9,700円」を「10,000円」に改め、同表(3)の項中「43,000円」を「45,000円」に改め、同表(5)の項ア中「6,300円」を「6,400円」に改め、同項ウ中「35,000円」を「36,000円」に改め、同項エ中「63,000円」を「64,000円」に改め、同項オ中「87,000円」を「90,000円」に改め、同表(6)の項イ中「2,500円」を「2,600円」に改め、同表(7)の項中「420円」を「430円」に改め、同表(8)の項中「1件につき 4,100円」を「4,300円」に改める。

別表第58中「36,000」を「37,000」に、「46,000」を「47,000」に改める。

別表第63第1項中「2,200」を「2,300」に、「260」を「270」に、「6,900」を「7,100」に、「10,800」を「11,000」に、「15,100」を「15,300」に、「19,300」を「19,500」に、「21,800」を「22,000」に、「30,100」を「30,400」に、「52,000」を「52,300」に改め、同表第2項第1号中「1,370」を「1,400」に、「1,720」を「1,800」に、「2,140」を「2,200」

に、「2,400」を「2,500」に、

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 100 を 

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 110

|    |
|----|
| に、 |
|----|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 250 を 

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 260 に、「350」を

「360」に、

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 530 を 

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 540 に、「900」

を「940」に、「1,530」を「1,550」に、「2,480」を「2,500」に、「6,240」を「6,400」に、「7,840」を「8,000」に、「11,600」を「11,900」に、「14,400」を「14,800」に、「19,200」を「19,700」に、「21,700」を「22,200」に、「38,500」を「39,400」に、「210」

を「220」に、「110」を「120」に、

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 190 を 

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|     |
|-----|
| 200 |
|-----|

 に、「1,320」を「1,380」に、「1,880」を「1,970」に、

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|     |
|-----|
| 600 |
|-----|

 を 

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 620 に、「1,630」を「1,690」に、「2,150」

を「2,200」に、「6,720」を「7,000」に、「490」を「510」に、「920」を「960」に、

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 150 を 

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 160 に改め、同項第2号中

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 200 を 

|   |
|---|
| 同 |
|---|

 210 に、「270」を「280」

「」 「」

に、「360」を「370」に、「560」を「580」に、「1,010」を「1,050」に、「1,690」を「1,760」に、「2,910」を「3,010」に、「6,630」を「6,810」に、「8,470」を「8,700」に、「12,500」を「12,900」に、「15,400」を「15,800」に、「20,300」を「20,700」に、「22,800」を「23,400」に、「39,700」を「40,500」に改め、同項第3号中「1,630」を「1,690」に、「2,150」を「2,200」に、「2,540」を「2,600」に、「3,410」を「3,510」に、「6,720」を「7,000」に、「110」を「120」に、「940」を「960」に改め、同表第3項中「13,900円」を「14,400円」に、「3,370円」を「3,510円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「7,820円」を「8,110円」に、「10,500円」を「10,900円」に、「13,800円」を「14,000円」に、「6,710円」を「7,010円」に、「3,350円」を「3,400円」に、「8,270円」

を「8,610円」に、「670円」を「700円」に、

|        |   |        |
|--------|---|--------|
| 820円   | を | 850円   |
| 9,220円 |   | 9,500円 |

「」  
「」  
円

に、「680円」を「700円」に、「7,370円」を「7,600円」に、「14,300円」を「14,800円」に改め、同表第4項中「2,200」を「2,300」に、「260」を「270」に、「6,900」を「7,100」に、「10,800」を「11,000」に、「15,100」を「15,300」に、「19,300」を「19,500」に、「21,800」を「22,000」に、「30,100」を「30,400」に、「52,000」を「52,300」に改め、同表第5項中「160,700」を「167,000」に、「423,000」を「442,000」に、「55,400」を「57,000」に、「1,890」を「1,900」に、「760」を「780」に、「360」を「380」に、「2,640」を「2,700」に、「7,600」を「7,900」に、「1,390」を「1,400」に改める。

別表第63の2中「6,910」を「7,260」に、「480」を「500」に、「2,710」を「2,850」に、「1,520」を「1,600」に、「1,060」を「1,110」に改める。

別表第67(1)の項ア(ア) a中「47,000円」を「49,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「71,000円」を「74,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に改め、同項ア(ア) b中「71,000円」を「74,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に、「106,000円」を「110,000円」に、「33,000円」を「35,000円」に改め、同項ア(ア) c中「95,000円」を「99,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「141,000円」を「147,000円」に、「44,000円」を「46,000円」に改め、同項ア(イ) a(a)中「66,000円」を「68,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に、「99,000円」を「102,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に改め、同項ア(イ) a(b)



中「105,000円」を「108,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に、「157,000円」を「162,000円」に、「32,000円」を「34,000円」に改め、同項ア(イ) a (c) 中「220,000円」を「226,000円」に、「42,000円」を「44,000円」に、「329,000円」を「338,000円」に、「63,000円」を「66,000円」に改め、同項ア(イ) a (d) 中「382,000円」を「393,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「572,000円」を「588,000円」に、「88,000円」を「92,000円」に改め、同項ア(イ) a (e) 中「661,000円」を「681,000円」に、「74,000円」を「78,000円」に、「992,000円」を「1,019,000円」に、「111,000円」を「116,000円」に改め、同項ア(イ) a (f) 中「1,217,000円」を「1,252,000円」に、「131,000円」を「138,000円」に、「1,824,000円」を「1,875,000円」に、「196,000円」を「205,000円」に改め、同項ア(イ) a (g) 中「1,760,000円」を「1,811,000円」に、「174,000円」を「183,000円」に、「2,638,000円」を「2,711,000円」に、「259,000円」を「271,000円」に改め、同項ア(イ) a (h) 中「2,165,000円」を「2,228,000円」に、「213,000円」を「224,000円」に、「3,246,000円」を「3,336,000円」に、「318,000円」を「332,000円」に改め、同項ア(イ) b (a) 中「42,000円」を「43,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に、「63,000円」を「65,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に改め、同項ア(イ) b (b) 中「69,000円」を「71,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「103,000円」を「106,000円」に、「32,000円」を「33,000円」に改め、同項ア(イ) b (c) 中「123,000円」を「127,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「184,000円」を「190,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に改め、同項ア(イ) b (d) 中「229,000円」を「236,000円」に、「57,000円」を「60,000円」に、「342,000円」を「353,000円」に、「85,000円」を「89,000円」に改め、同項ア(イ) b (e) 中「379,000円」を「391,000円」に、「98,000円」を「103,000円」に、「568,000円」を「585,000円」に、「147,000円」を「153,000円」に改め、同項ア(イ) b (f) 中「705,000円」を「728,000円」に、「162,000円」を「170,000円」に、「1,056,000円」を「1,088,000円」に、「242,000円」を「252,000円」に改め、同項ア(イ) b (g) 中「981,000円」を「1,012,000円」に、「199,000円」を「209,000円」に、「1,470,000円」を「1,513,000円」に、「297,000円」を「310,000円」に改め、同項ア(イ) b (h) 中「1,189,000円」を「1,227,000円」に、「212,000円」を「223,000円」に、「1,782,000円」を「1,835,000円」に、「317,000円」を「331,000円」に改め、同表(5)の項中「150,000円」を「160,000円」に改める。

別表第68(2)の項ア(イ) a 中「237,000円」を「244,000円」に改め、同項ア(イ) b 中「292,000円」を「302,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に改め、同項ア(イ) c 中「375,000円」を「385,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に改め、同項ア(イ) d 中「529,000円」を「543,000円」に、「83,000円」を「85,000円」に改め、同項ア(イ) e 中「648,000円」を「665,000円」に、「129,000円」を「132,000円」に改め、同項ア(イ) f 中「763,000円」を「783,000円」に、「162,000円」を「166,000円」に改め、同項ア(イ) g 中「868,000円」を「891,000円」に、「201,000円」を「206,000円」に改め、同項ア(イ) h 中「1,079,000円」を「1,107,000円」に、「279,000円」を「286,000円」に改め、同項ア(イ)



a中「93,000円」を「96,000円」に改め、同項ア(イ) b中「116,000円」を「120,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に改め、同項ア(イ) c中「151,000円」を「155,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に改め、同項ア(イ) d中「239,000円」を「246,000円」に、「83,000円」を「85,000円」に改め、同項ア(イ) e中「310,000円」を「318,000円」に、「129,000円」を「132,000円」に改め、同項ア(イ) f中「371,000円」を「380,000円」に、「162,000円」を「166,000円」に改め、同項ア(イ) g中「434,000円」を「445,000円」に、「201,000円」を「206,000円」に改め、同項ア(イ) h中「559,000円」を「574,000円」に、「279,000円」を「286,000円」に改め、同項イ(ア) a(a)中「45,000円」を「47,000円」に、「8,300円」を「8,700円」に改め、同項イ(ア) a(b)中「48,000円」を「50,000円」に、「8,300円」を「8,700円」に改め、同項イ(ア) b(a)中「79,000円」を「82,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に改め、同項イ(ア) b(b)中「124,000円」を「128,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に改め、同項イ(ア) b(c)中「203,000円」を「209,000円」に、「48,000円」を「49,000円」に改め、同項イ(ア) b(d)中「286,000円」を「295,000円」に、「82,000円」を「85,000円」に改め、同項イ(ア) b(e)中「552,000円」を「568,000円」に、「130,000円」を「134,000円」に改め、同項イ(ア) b(f)中「969,000円」を「994,000円」に、「195,000円」を「200,000円」に改め、同項イ(ア) b(g)中「1,771,000円」を「1,817,000円」に、「294,000円」を「301,000円」に改め、同項イ(イ) a(a)中「24,000円」を「25,000円」に、「8,300円」を「8,700円」に改め、同項イ(イ) a(b)中「25,000円」を「26,000円」に、「8,300円」を「8,700円」に改め、同項イ(イ) b(a)中「39,000円」を「40,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に改め、同項イ(イ) b(b)中「62,000円」を「64,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に改め、同項イ(イ) b(c)中「107,000円」を「111,000円」に、「48,000円」を「49,000円」に改め、同項イ(イ) b(d)中「159,000円」を「164,000円」に、「82,000円」を「85,000円」に改め、同項イ(イ) b(e)中「287,000円」を「294,000円」に、「130,000円」を「134,000円」に改め、同項イ(イ) b(f)中「480,000円」を「493,000円」に、「195,000円」を「200,000円」に改め、同項イ(イ) b(g)中「838,000円」を「859,000円」に、「294,000円」を「301,000円」に改め、同表(4)の項中「4,700円」を「4,800円」に改める。

別表第69(1)の項ア(ア) a中「235,000円」を「242,000円」に改め、同項ア(ア) b中「290,000円」を「300,000円」に改め、同項ア(ア) c中「373,000円」を「383,000円」に改め、同項ア(ア) d中「527,000円」を「541,000円」に改め、同項ア(ア) e中「646,000円」を「663,000円」に改め、同項ア(ア) f中「761,000円」を「781,000円」に改め、同項ア(ア) g中「866,000円」を「889,000円」に改め、同項ア(ア) h中「1,077,000円」を「1,105,000円」に改め、同項ア(イ) a中「91,000円」を「94,000円」に改め、同項ア(イ) b中「114,000円」を「118,000円」に改め、同項ア(イ) c中「149,000円」を「153,000円」に改め、同項ア(イ) d中「237,000円」を「244,000円」に改め、同項ア(イ) e中「308,000円」を「316,000円」に改め、同項ア(イ) f中「369,000円」を「378,000円」に改め、同項ア(イ) g中「432,000円」を「443,000円」に改め、同項ア(イ) h中「557,000円」を「572,000円」に改め、同項

イ(ア) a中「25,000円」を「26,000円」に改め、同項イ(ア) b中「33,000円」を「34,000円」に改め、同項イ(ア) c中「45,000円」を「46,000円」に改め、同項イ(ア) d中「103,000円」を「105,000円」に改め、同項イ(ア) e中「150,000円」を「154,000円」に改め、同項イ(ア) f中「185,000円」を「190,000円」に改め、同項イ(ア) g中「228,000円」を「234,000円」に改め、同項イ(ア) h中「315,000円」を「323,000円」に改め、同項イ(イ) a中「21,000円」を「22,000円」に改め、同項イ(イ) b中「28,000円」を「29,000円」に改め、同項イ(イ) c中「40,000円」を「41,000円」に改め、同項イ(イ) d中「96,000円」を「98,000円」に改め、同項イ(イ) e中「143,000円」を「147,000円」に改め、同項イ(イ) f中「177,000円」を「182,000円」に改め、同項イ(イ) g中「219,000円」を「224,000円」に改め、同項イ(イ) h中「303,000円」を「311,000円」に改め、同表(2)の項ア(ア) a中「235,000円」を「242,000円」に改め、同項ア(ア) b中「290,000円」を「300,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に改め、同項ア(ア) c中「373,000円」を「383,000円」に、「29,000円」を「30,000円」に改め、同項ア(ア) d中「527,000円」を「541,000円」に、「81,000円」を「83,000円」に改め、同項ア(ア) e中「646,000円」を「663,000円」に、「127,000円」を「130,000円」に改め、同項ア(ア) f中「761,000円」を「781,000円」に、「160,000円」を「164,000円」に改め、同項ア(ア) g中「866,000円」を「889,000円」に、「199,000円」を「204,000円」に改め、同項ア(ア) h中「1,077,000円」を「1,105,000円」に、「277,000円」を「284,000円」に改め、同項ア(イ) a中「91,000円」を「94,000円」に改め、同項ア(イ) b中「114,000円」を「118,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に改め、同項ア(イ) c中「149,000円」を「153,000円」に、「29,000円」を「30,000円」に改め、同項ア(イ) d中「237,000円」を「244,000円」に、「81,000円」を「83,000円」に改め、同項ア(イ) e中「308,000円」を「316,000円」に、「127,000円」を「130,000円」に改め、同項ア(イ) f中「369,000円」を「378,000円」に、「160,000円」を「164,000円」に改め、同項ア(イ) g中「432,000円」を「443,000円」に、「199,000円」を「204,000円」に改め、同項ア(イ) h中「557,000円」を「572,000円」に、「277,000円」を「284,000円」に改め、同項イ(ア) a(a)中「42,000円」を「44,000円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同項イ(ア) a(b)中「46,000円」を「48,000円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同項イ(ア) b(a)中「77,000円」を「80,000円」に改め、同項イ(ア) b(b)中「122,000円」を「126,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に改め、同項イ(ア) b(c)中「201,000円」を「207,000円」に、「46,000円」を「47,000円」に改め、同項イ(ア) b(d)中「284,000円」を「293,000円」に、「80,000円」を「83,000円」に改め、同項イ(ア) b(e)中「550,000円」を「566,000円」に、「128,000円」を「132,000円」に改め、同項イ(ア) b(f)中「967,000円」を「992,000円」に、「193,000円」を「198,000円」に改め、同項イ(ア) b(g)中「1,769,000円」を「1,815,000円」に、「292,000円」を「299,000円」に改め、同項イ(イ) a(a)中「22,000円」を「23,000円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同項イ(イ) a(b)中「23,000円」を「24,000円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同項イ(イ) b(a)中「37,000円」を「38,000円」に改め、同項イ(イ) b(b)中「60,000円」を「62,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に改め、同

項イ(イ) b (c) 中「105,000円」を「109,000円」に、「46,000円」を「47,000円」に改め、同項イ(イ) b (d) 中「157,000円」を「162,000円」に、「80,000円」を「83,000円」に改め、同項イ(イ) b (e) 中「285,000円」を「292,000円」に、「128,000円」を「132,000円」に改め、同項イ(イ) b (f) 中「478,000円」を「491,000円」に、「193,000円」を「198,000円」に改め、同項イ(イ) b (g) 中「836,000円」を「857,000円」に、「292,000円」を「299,000円」に改め、同表(4)の項中「4,700円」を「4,800円」に改める。

別表第71(1)の項中「236,000」を「246,000」に、「296,000」を「306,000」に、「456,000」を「476,000」に、「756,000」を「796,000」に改め、同表(2)の項中「23,000」を「24,000」に、「32,000」を「33,000」に、「45,000」を「47,000」に、「97,000」を「102,000」に、「146,000」を「156,000」に、「236,000」を「246,000」に、「296,000」を「306,000」に、「456,000」を「476,000」に、「756,000」を「796,000」に改め、同表(3)の項中「120,000」を「130,000」に改め、同表(7)の項中「25,000」を「26,000」に改める。

**第3条 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。**

別表第40中(9)の項を(11)の項とし、(8)の項を(10)の項とし、(7)の項を(9)の項とし、(6)の項の次に次のように加える。

|   |   |       |
|---|---|-------|
| (7) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖海区漁業調整委員会の指示による承認に係る標旗の交付の手数料  | 同 | 2,850 |
| (8) 法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖海区漁業調整委員会の指示による承認に係る標旗の再交付の手数料 | 同 | 2,450 |

**付 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中滋賀県使用料および手数料条例別表第28および別表第28の2の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第1条中滋賀県使用料および手数料条例別表第49の改正規定および次項の規定 令和7年3月24日
- (3) 第3条の規定 令和7年10月1日
- (4) 第1条中滋賀県使用料および手数料条例第2条第2項第7号の改正規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (5) 第1条中滋賀県使用料および手数料条例別表第43の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県使用料および手数料条例別表第49の規定は、令和7年3

月24日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 3 滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例(平成3年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(受講料等)」に改め、同条中「普通課程の受講料」を「受講料等」に改める。

(滋賀県立農業大学校の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 4 滋賀県立農業大学校の設置および管理に関する条例(昭和63年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(授業料等)」に改め、同条中「養成科の授業料および就農科の受講料」を「授業料等」に改める。

-----  
滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第49号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

- 第1条 滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第7第2項の表(10)の項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表第8(1)の項中「2,150」を「2,250」に改める。

別表第11(1)の項中「2,430」を「2,530」に改める。

別表第13中「580」を「610」に改める。

- 第2条 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第8(1)の項中「。以下この表において「法」という。」を削り、同表(2)の項および(3)の項を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第35号)の施行の日から施行する。

-----  
滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第50号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

- 滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

「 \_\_\_\_\_ 」 「 \_\_\_\_\_ 」

別表第4項第2号中

|    |       |
|----|-------|
| 最低 | 320 円 |
| 最高 | 8,560 |
| 同  | 220   |
|    | 1,400 |

を

|    |       |
|----|-------|
| 最低 | 330 円 |
| 最高 | 8,980 |
| 同  | 230   |
|    | 1,420 |

に、「590」

を「610」に、「1,000」を「1,020」に、

|   |     |
|---|-----|
| 同 | 320 |
|   | 540 |
| 同 | 220 |
|   | 700 |

を

|    |     |
|----|-----|
|    | 550 |
| 最低 | 320 |
| 最高 | 730 |

に、

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 変換機器     | 同 | 同 |
| 磁気特性測定機器 | 同 | 同 |

|     |
|-----|
| 290 |
| 510 |
| 290 |
| 310 |

を

|      |   |  |
|------|---|--|
| 変換機器 | 同 |  |
|------|---|--|

|     |
|-----|
| 530 |
|-----|

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 220   |
|   | 2,410 |

|    |       |
|----|-------|
| 最低 | 230   |
| 最高 | 2,530 |

に、「460」

を「520」に、「1,370」を「1,420」に、「250」を「260」に、「2,270」を「2,290」に、

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 300   |
|   | 6,600 |
| 同 | 280   |
|   | 1,070 |

を

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 340   |
|   | 6,840 |
| 同 | 290   |
|   | 1,120 |

に、「2,220」を「2,240」に、

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 80    |
|   | 620   |
| 同 | 300   |
|   | 6,440 |

を

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 250   |
|   | 640   |
| 同 | 310   |
|   | 6,760 |

に、「3,360」を「3,460」に、

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 150   |
|   | 5,770 |

を

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 160   |
|   | 5,930 |

に、「100」を「110」に、「5,280」

を「5,540」に、

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 400   |
|   | 3,030 |

を

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 520   |
|   | 3,000 |

に改め、同項第3

号中「890」を「920」に、「610」を「640」に、「3,200」を「3,220」に、「480」を「490」に、「4,170」を「4,290」に、「2,100」を「2,130」に、「35,930」を「37,730」に、「1,200」を「1,260」に、「10,200」を「10,330」に改め、同表第5項中「320」を「340」に、「1,390」を「1,400」に、「4,810」を「5,040」に、「1,550」を「1,630」に、「290」を「300」に、「3,770」を「3,960」に、「760」を「740」に、「1,660」を「1,740」に、「980」を「1,030」に、「420」を「440」に、「4,200」を「4,410」に、

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 340   |
|   | 3,580 |

を

|   |       |
|---|-------|
| 同 | 360   |
|   | 3,760 |

に、「2,960」を「3,070」に、

「160」を「170」に、「3,300」を「3,470」に、「270」を「280」に、「1,090」を「1,100」に、「

|   |     |
|---|-----|
| 同 | 50  |
|   | 550 |

」を「

|   |     |
|---|-----|
| 同 | 50  |
|   | 580 |

」に、「370」を「390」に、「3,990」を「4,050」に改め、同表第6項中「670」を「690」に、「1,100」を「1,140」に、「2,500」を「2,630」に、「5,800」を「6,000」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第51号

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,630」を「6,960」に、「18,500」を「19,430」に、「19,800」を「20,790」に、「34,400」を「36,120」に、「41,100」を「43,160」に、「3,170」を「3,330」に、「4,100」を「4,310」に、「3,580」を「3,760」に、「4,760」を「5,000」に、「2,630」を「2,760」に、「6,070」を「6,370」に、「7,940」を「8,340」に、「1,720」を「1,810」に、「2,370」を「2,490」に、「1,980」を「2,080」に、「1,000」を「1,050」に、「1,250」を「1,310」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第52号

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1項注3中「者および」を「者、」に改め、「同じ。）」の右に「および障害者の使用のために介護を行う者」を加える。

第2条 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「280円」を「290円」に、「960」を「1,010」に、「1,480」を

「1,550」に改め、別表第2項の表中「2,510」を「2,640」に、「3,420」を「3,590」に、「6,310」を「6,630」に、「17,700」を「18,600」に、「19,000」を「20,000」に改め、別表第3項の表中「390」を「410」に改め、別表第4項第1号の表中「4,050」を「4,250」に、「6,570」を「6,900」に、「13,900」を「14,600」に、「21,400」を「22,500」に、「8,090」を「8,500」に、「12,500」を「13,100」に、「20,200」を「21,200」に、「32,900」を「34,500」に、「40,500」を「42,500」に、「65,700」を「69,000」に改め、同項第2号の表中「560」を「590」に改め、別表第5項第1号の表中「1,740」を「1,830」に、「860」を「900」に、「1,200」を「1,260」に、「600」を「630」に、「950」を「1,000」に、「470」を「490」に改め、同項第2号の表中「400」を「420」に、「200」を「210」に、「620」を「650」に改め、同項第3号の表中「490」を「510」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県条例第53号

##### 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「2,910」を「3,060」に、「1,810」を「1,900」に、「6,310」を「6,630」に、「8,200」を「8,610」に、「5,680」を「5,960」に、「3,540」を「3,720」に、「12,400」を「13,020」に、「16,400」を「17,220」に、「6,810」を「7,150」に、「3,120」を「3,280」に、「10,900」を「11,450」に、「11,200」を「11,760」に、「7,170」を「7,530」に、「25,100」を「26,360」に、「31,500」を「33,080」に改め、同項第2号の表中「300」を「320」に、「440」を「460」に、「390」を「410」に、「490」を「510」に、「560」を「590」に、「750」を「790」に改め、別表第2項第1号の表中「2,140」を「2,250」に、「1,520」を「1,600」に、「5,310」を「5,580」に、「5,160」を「5,420」に、「4,540」を「4,770」に、「3,030」を「3,180」に、「10,600」を「11,130」に、「10,400」を「10,920」に改め、同項第2号の表中「240」を「250」に、「390」を「410」に、「560」を「590」に改め、別表第3項第1号の表中「750」を「790」

に、

|     |
|-----|
| 円   |
| 540 |

を

|     |
|-----|
| 円   |
| 570 |

に、「1,890」を「1,980」に、「1,760」を

「1,850」に、「1,510」を「1,590」に、「1,080」を「1,130」に、「3,780」を「3,970」

に、「3,540」を「3,720」に改め、同項第2号の表および別表第4項の表中「240」を「250」に、「390」を「410」に、「560」を「590」に改め、別表第5項の表中「390」を「410」に、「560」を「590」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第54号

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項にただし書を加える改正規定のうち、同項第1号中「いう。）」を「いう。以下同じ。）」および障害者の観覧のために介護を行う者」に改め、同項第2号中「学校行事」を「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）または保育所、認定こども園、家庭的保育事業所もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があつた施設（以下「保育所等」という。）の行事」に、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の」を「幼稚園等の幼児、」に、「または」を「もしくは」に改め、「準ずる者」の右に「または県内の保育所等の乳児もしくは幼児」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第55号

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表中「204,000」を「200,000」に改める。

付 則



この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第56号

**滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する  
条例**

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成14年滋賀県条例  
第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「30,900」を「32,400」に、「35,900」を「37,700」に、「43,700」を「45,900」に、  
「44,700」を「46,900」に、「54,400」を「57,100」に、「39,000」を「41,000」に、「44,500」  
を「46,700」に、「33,400」を「35,100」に、「50,600」を「53,100」に、「37,600」を  
「39,500」に、「44,300」を「46,500」に、「37,800」を「39,700」に、「55,200」を「58,000」  
に、「39,900」を「41,900」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第57号

**滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

**第1条** 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）の一部  
を次のように改正する。

別表第1項第1号アの表中「高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは」およ  
び「生徒もしくは」を削り、「これら」を「これ」に、「生徒等」を「学生等」に改め、同号  
注1中「同じ。」の右に「、障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」とい  
う。）」を、「義務教育学校」の右に「、高等学校」を加え、「（前期課程に限る。）」を削  
り、「6歳以下の未就学者」を「18歳未満の者」に改め、同号注2を削り、同号注3中「県内  
の」の右に「幼稚園、」を加え、「の児童」を「（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童」  
に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所、認定こども園、  
家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に  
よる届出があった施設（以下「保育所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保  
育所等の行事」に改め、同号注3を同号注2とし、同号注4中「障害者が」を「障害者および  
介護者が」に、「当該障害者」を「これらの者」に改め、同号注4を同号注3とし、同号注5

中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の」を「幼稚園等の幼児、」に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事」に改め、同号注5を同号注4とし、同号注6を同号注5とする。

**第2条** 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号アの表中「270」を「280」に、「480」を「500」に、「220」を「230」に、「380」を「400」に改め、同項第2号の表中「1,450」を「1,520」に、「2,900」を「3,050」に、「5,820」を「6,110」に改め、別表第2項第1号中「36,600円」を「38,400円」に改め、同項第2号アの表中「19,300」を「20,300」に、「25,100」を「26,400」に改め、同項第3号の表中「5,390」を「5,400」に、「2,790」を「2,840」に、「3,020」を「3,080」に、「3,080」を「3,130」に、「3,630」を「3,680」に、「3,860」を「3,910」に、「4,970」を「5,020」に、「12,500」を「12,600」に、「75,300」を「79,100」に、「63,700」を「63,800」に、「120,000」を「121,000」に、「6,280」を「6,370」に、「21,400」を「22,500」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第58号

**滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第2条第20項」を「第2条第21項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第59号

**滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条、第10条関係)

1 個人

| 区 分             | 金 額                      |
|-----------------|--------------------------|
| 大学の学生またはこれに準ずる者 | 1人1回につき 320 <sup>円</sup> |
| その他の者           | 同 540                    |

2 団体(30人以上)

| 区 分            | 金 額  |
|----------------|--|
| 30人以上300人未満の場合 | 前項の金額により算出した総額に100分の20を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を当該総額から減額した額 |
| 300人以上の場合      | 前項の金額により算出した総額に100分の30を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を当該総額から減額した額 |

注1 65歳以上の者(県内に居住する者に限る。)、障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、障害者の入場のために介護を行う者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および18歳未満の者は、無料とする。

2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校(以下「幼稚園等」という。)の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項の規定による届出があつた施設(以下「保育所等」という。)の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

3 注2に掲げる場合を除き、幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として入場する場合(これらの者およびその引率者の数の合計が30人以上であるときに限る。)は、当該引率者については、1人につき380円とする。

第2条 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項中「320」を「340」に、「540」を「570」に改め、同表注3中「380円」を「400円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第60号

**滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

**第1条** 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表注4中「者および」を「者、」に、「」が」を「以下同じ。）および障害者の宿泊または休憩のために介護を行う者が」に改める。

**第2条** 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,900」を「3,050」に、「4,370」を「4,590」に、「340」を「360」に、「570」を「600」に、「440」を「460」に改め、別表第2項の表中「17,220」を「18,080」に、「860」を「900」に改め、別表第3項中「1,620円」を「1,700円」に改める。

**付 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第61号

**滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「24円」を「25円」に、「260円」を「270円」に、「610円」を「640円」に、「800円」を「840円」に、「1,270円」を「1,330円」に、「2,160円」を「2,270円」に、「3,050円」を「3,200円」に、「1,490円」を「1,560円」に、「770円」を「810円」に、「130円」を「140円」に、「390円」を「410円」に、「120円」を「130円」に、「1,560円」を「1,640円」に、「4,810円」を「5,050円」に、「5,070円」を「5,320円」に、「1,400円」を「1,470円」に、「2,020円」を「2,120円」に、「58円」を「61円」に、「700円」を「740円」に、「32円」を「34円」に、「2,190円」を「2,300円」に、「1,500円」を「1,580円」に、「590円」を「620円」に、「1,180円」を「1,240円」に改める。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第62号

## 滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県港湾占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表1の項中「970」を「1,010」に改め、同表2の項中「820」を「860」に改め、同表3の項中「510」を「530」に改め、同表4の項および5の項中「970」を「1,010」に改め、同表6の項中「440」を「460」に改め、同表7の項中「16」を「17」に改め、同表8の項中「15」を「16」に、「49」を「51」に改め、同表9の項中「1,020」を「1,060」に改め、同表10の項中「970」を「1,010」に改め、同表11の項中「150」を「160」に、「310」を「320」に、「610」を「640」に改め、同表12の項中「3,890」を「3,940」に、「2,210」を「2,240」に改め、同表13の項中「1,430」を「1,490」に改め、同表14の項中「870」を「910」に改め、同表15の項中「11,200」を「11,670」に改め、同表16の項中「360」を「380」に改め、同表17の項中「500」を「520」に改め、別表第2項の表中「180円」を「190円」に、「270円」を「280円」に、「330円」を「350円」に、「370円」を「390円」に、「39円」を「41円」に、「5,040円」を「5,290円」に、「550円」を「580円」に改める。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第63号

## 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中「5,460」を「5,520」に、「1,210」を「1,220」に、「4,040」を「4,090」に改める。

別表第2の表1の項中「970」を「1,010」に改め、同表2の項中「820」を「860」に改め、同表3の項中「510」を「530」に改め、同表4の項および5の項中「970」を「1,010」に改め、同表6の項中「440」を「460」に改め、同表7の項中「16」を「17」に改め、同表8の項中「15」を「16」に、「49」を「51」に改め、同表9の項中「1,020」を「1,060」に改め、同表10の項中「970」を「1,010」に改め、同表11の項中「150」を「160」に、「310」を「320」に、「610」を「640」に改め、同表12の項中「3,890」を「3,940」に、「2,210」

を「2,240」に改め、同表13の項中「1,430」を「1,490」に改め、同表14の項中「870」を「910」に改め、同表15の項中「11,200」を「11,670」に改め、同表16の項中「360」を「380」に改め、同表17の項中「500」を「520」に改める。

別表第3の表中「180円」を「190円」に、「270円」を「280円」に、「330円」を「350円」に、「370円」を「390円」に、「39円」を「41円」に、「5,040円」を「5,290円」に、「550円」を「580円」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第64号

#### 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項注3中「者および」を「者、」に改め、「同じ。）」の右に「および障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）」を加え、同表第3項注3中「者および」を「者、」に改め、「障害者」の右に「および介護者」を加える。

第2条 滋賀県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「10,600」を「11,100」に、「14,300」を「15,000」に、「24,900」を「26,100」に、「6,400」を「6,700」に、「8,400」を「8,800」に、「14,800」を「15,500」に改め、別表第2第2項の表中「1,850」を「1,940」に、「4,060」を「4,260」に、「2,670」を「2,800」に、「860」を「900」に、「780」を「820」に、「370」を「390」に、「730」を「770」に、「1,100」を「1,160」に、「410」を「430」に改め、別表第2第3項第1号ア(ア)の表中「1,410」を「1,480」に、「2,080」を「2,180」に、「2,820」を「2,960」に、「2,800」を「2,940」に、「4,160」を「4,370」に、「5,600」を「5,880」に、「7,260」を「7,620」に、「10,300」を「10,800」に、「14,500」を「15,200」に、「5,710」を「6,000」に、「8,310」を「8,730」に、「11,400」を「12,000」に、「14,100」を「14,800」に、「20,800」を「21,800」に、「28,200」を「29,600」に、「28,000」を「29,400」に、「41,600」を「43,700」に、「56,000」を「58,800」に改め、同号ア(イ)の表中「900」を「950」に、「1,330」を「1,400」に、「1,800」を「1,890」に、「2,650」を「2,780」に、「4,670」を「4,900」に、「6,640」を「6,970」に、「3,670」を「3,850」に、「5,300」を「5,570」に、「9,040」を「9,490」に、「13,300」を「14,000」に、「18,000」を「18,900」に、「26,500」を「27,800」に改め、同号イの表中「260」を「270」に、「320」を「340」に、「460」を「480」に改め、同項第2号の表中「1,290」を「1,350」に、「1,850」を「1,940」に、「2,580」を「2,710」に、「340円」を「360円」に、「3,630」を「3,810」に、「5,300」を「5,570」に、「10,600」

を「11,100」に、「14,900」を「15,600」に、「21,200」を「22,300」に、「4,950」を「5,200」に、「7,250」を「7,610」に、「29,800」を「31,300」に、「43,000」を「45,200」に、「59,300」を「62,300」に、「86,000」を「90,300」に改め、同項第3号の表中「260」を「270」に、「2,600」を「2,700」に、「410」を「430」に、「4,100」を「4,300」に、「580」を「610」に、「5,800」を「6,100」に改め、同項第4号アの表中「1,390」を「1,460」に、「2,020」を「2,120」に、「2,780」を「2,920」に、「770」を「810」に、「1,120」を「1,180」に、「1,540」を「1,620」に、「430」を「450」に、「630」を「660」に、「860」を「900」に、「230」を「240」に、「330」を「350」に、「460」を「480」に改め、同号イの表中「730」を「770」に、「1,060」を「1,110」に、「1,420」を「1,490」に、「360」を「380」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第65号

#### 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「114,500」を「120,200」に、「229,300」を「240,800」に、「254,600」を「267,300」に、「509,400」を「534,900」に、「165,600」を「173,900」に、「305,600」を「320,900」に、「356,600」を「374,400」に、「713,100」を「748,800」に、「445,700」を「468,000」に、「1,018,800」を「1,069,700」に、「50,900」を「53,400」に、「101,900」を「107,000」に、「76,500」を「80,300」に、「152,800」を「160,400」に、「178,400」を「187,300」に、「343,800」を「361,000」に、「267,400」を「280,800」に、「16,700」を「17,500」に、「33,200」を「34,900」に、「38,200」を「40,100」に、「25,600」を「26,900」に、「49,700」を「52,200」に、「57,400」を「60,300」に、「73,800」を「77,500」に、「86,600」を「90,900」に、「9,000」を「9,500」に、「19,100」を「20,100」に、「12,700」を「13,300」

に、「24,300」を「25,500」に、「

|        |
|--------|
| 29,300 |
|--------|

」を「

|        |
|--------|
| 30,800 |
|--------|

」に、「1,910」を「2,010」

に、「3,820」を「4,010」に、「4,460」を「4,680」に、「8,920」を「9,370」に、「1,160」を「1,220」に、「2,170」を「2,280」に、「2,560」を「2,690」に、「5,090」を「5,340」に、「1,530」を「1,610」に、「3,060」を「3,210」に、「3,570」を「3,750」に、「7,020」を「7,370」に、「15,250」を「16,010」に、「19,180」を「20,140」に、「25,530」を「26,810」



に、「54,860」を「57,600」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第66号

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「22,900」を「24,000」に、「30,600」を「32,100」に、「56,000」を「58,800」に、「78,900」を「82,800」に、「3,440」を「3,610」に、「4,590」を「4,820」に、「6,620」を「6,950」に、「10,060」を「10,560」に改め、同項第2号の表中「34,400」を「36,100」に、「45,900」を「48,200」に、「2,680」を「2,810」に、「3,570」を「3,750」に、「4,980」を「5,230」に、「6,620」を「6,950」に、「3,440」を「3,610」に、「4,590」を「4,820」に、「7,260」を「7,620」に、「9,680」を「10,160」に、「8,790」を「9,230」に、「11,710」を「12,300」に、「11,450」を「12,020」に、「15,280」を「16,040」に、「9,180」を「9,640」に、「12,220」を「12,830」に、「3,060」を「3,210」に、「4,070」を「4,270」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第67号

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中注9を注10とし、注3から注8までを注4から注9までとし、注2の次に次のように加える。

- 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合は、この表

に定める額の5割に相当する額とする。

別表第3項注中「(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)」を削り、「同号」を「障害者基本法第2条第1号」に改める。

第2条 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「6,000」を「6,300」に、「10,190」を「10,700」に、「4,900」を「5,150」に、「6,350」を「6,670」に、「3,170」を「3,330」に、「5,150」を「5,410」に、「3,440」を「3,610」に、「5,570」を「5,850」に、「5,400」を「5,670」に、「7,940」を「8,340」に、「1,850」を「1,940」に、「2,370」を「2,490」に、「500」を「530」に、

|     |
|-----|
| 850 |
|-----|

を

|     |
|-----|
| 890 |
|-----|

に、「460」を「480」に、「1,450」を「1,520」に、「2,680」を「2,810」に、「860」を「900」に、「780」を「820」に改め、同項第2号の表中「260」を「270」に、「320」を「340」に、「460」を「480」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に改め、同項注8中「6,690円」を「7,020円」に改め、別表第2項中「510円」を「540円」に、「140円」を「150円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第68号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例  
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年滋賀県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表および第2項の表中 

|       |
|-------|
| 大腸菌群数 |
|-------|

 を 

|      |
|------|
| 大腸菌数 |
|------|

 に、「3,000」を 

|                    |
|--------------------|
| [単位1立方センチメートルにつき個] |
|--------------------|

|                        |
|------------------------|
| [単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位] |
|------------------------|

 ]

「800」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

-----

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第69号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3 使用料の表障害児通所支援の項中 「 同 」 を 「 1日につき 」

に改め、同表滋賀県立総合病院駐車場の項を次のように改める。

|     |          |       |           |                                |
|-----|----------|-------|-----------|--------------------------------|
| 駐車場 | 滋賀県立総合病院 | 第1駐車場 | 1台1日1回につき | 1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円 |
|     |          | 第2駐車場 | 同         | 1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円 |
|     |          | 第3駐車場 | 同         | 1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円 |

別表第3注4および注5中「滋賀県立総合病院駐車場」を「駐車場」に改める。

第2条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3 使用料の表中「17,600」を「18,500」に、「8,200」を「8,600」に、「3,200」を「3,400」に、「8,800」を「9,200」に、「7,700」を「8,100」に改め、別表第3手数料

の表中

|          |
|----------|
| 円        |
| 1,780    |
| 最低 2,690 |
| 最高 4,400 |
| 1,780    |
| 1,780    |
| 4,400    |
| 1,780    |

を

|          |
|----------|
| 円        |
| 2,200    |
| 最低 3,300 |
| 最高 5,500 |
| 2,200    |
| 4,400    |
| 5,500    |
| 4,400    |

に、「840」を「1,100」に、

|       |       |
|-------|-------|
| 4,400 | 5,500 |
| 1,780 | 5,500 |

「1,590」を「5,500」に改め、別表第3注6を同表注7とし、同表注5中「注4(1)に掲げる場合を除き」を削り、同表注5を同表注6とし、同表注4中(1)および(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、同表注4を同表注5とし、同表注3の次に次のように加える。

4 駐車場について、次に掲げる場合は、1台1日1回につき100円とする。

(1) 診療を受けるために来院する場合(入院の場合にあつては、入院日および退院日に限る。)

(2) その他病院事業庁長が特に認める場合

第3条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3使用料の表駐車場の項を次のように改める。

|     |          |       |               |  |
|-----|----------|-------|---------------|--|
| 駐車場 | 滋賀県立総合病院 | 第1駐車場 | 1台1日1回<br>につき | 1時間につき<br>100円。ただし、8時間を<br>超える場合は、800円 |
|     |          | 第2駐車場 | 同             | 1時間につき<br>100円。ただし、8時間を<br>超える場合は、800円 |
|     |          | 第3駐車場 | 同             | 1時間につき<br>100円。ただし、8時間を<br>超える場合は、800円 |
|     |          | 第4駐車場 | 同             | 1時間につき<br>100円。ただし、8時間を<br>超える場合は、800円 |

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は同年1月1日から、第3条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第70号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表注3中「者および」を「者、」に、「」が」を「以下同じ。」および障害者の使用のために介護を行う者が」に改める。

第2条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「1面1時間につき 320」を「1面1時間につき 330」に、「480」を「500」に、「650」を「680」に、「890」を「930」に、「1人1回につき 320」を「1人1回につき 340」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に、「680」を「710」に、「810」を「850」に、「1,060」を「1,110」に、「1,190」を「1,250」に、「140」を「150」に、「270」を「280」に、「210」を「220」に、「1人30分につき 190」を「1人30分につき 200」に、「290」を「300」に改め、同項第2号の表中「660」を「690」に、「1,520」を「1,600」に、「9,090」を「9,540」に、「18,200」を「19,110」に、「330」を「350」に、「470」を「490」に、「1,450」を「1,520」に、「2,190」を「2,300」に、「2,920」を「3,070」に、「4,350」を「4,570」に、「5,830」を「6,120」に、「8,730」を「9,170」に改め、同項第3号の表中「410」を「430」に、「530」を「560」に、「470」を「490」に、「660」を「690」に、「860」を「900」に、「1,280」を「1,340」に改め、同項第4号の表中「300円」を「320円」に、「730円」を「770円」に改め、別表第2項の表中「200」を「210」に、「270」を「280」に、「410」を「430」に、「530」を「560」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第71号

#### 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表注2中「者および」を「者、」に、「」の」を「以下同じ。」および障害者の宿泊のために介護を行う者の」に改める。

第2条 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,130」を「1,190」に、「640」を「670」に、「490」を「510」に、「1,350」を「1,420」に、「280」を「290」に、「同 560」を「同 590」に、「710」を「750」に、「990」を「1,040」に、「1,560」を「1,640」に、「660」を

「690」に、「860」を「900」に、「1,120」を「1,180」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第72号

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「47,600」を「50,000」に、「83,400」を「87,600」に、「100,500」を「105,500」に、「165,400」を「173,700」に、「213,000」を「223,700」に、「41,000」を「43,100」に、「72,700」を「76,300」に、「87,200」を「91,600」に、「142,900」を「150,000」に、「183,900」を「193,100」に、「55,600円」を「58,400円」に、「31,800」を「33,400」に、「55,700」を「58,500」に、「67,500」を「70,900」に、「109,800」を「115,300」に、「141,600」を「148,700」に、「11,200」を「11,800」に、「17,200」を「18,100」に、「23,700」を「24,900」に、「37,100」を「39,000」に、「48,300」を「50,700」に、「9,900」を「10,400」に、「14,500」を「15,200」に、「21,200」を「22,300」に、「31,900」を「33,500」に、「41,800」を「43,900」に、「7,800」を「8,200」に、「11,300」を「11,900」に、「15,900」を「16,700」に、「31,500」を「33,100」に、「11,870」を「12,460」に、「21,820」を「22,910」に、「33,690」を「35,370」に、「10,330」を「10,850」に、「18,920」を「19,870」に、「29,250」を「30,710」に、「7,940」を「8,340」に、「14,560」を「15,290」に、「22,500」を「23,630」に、「7,120」を「7,480」に、「11,710」を「12,300」に、「18,830」を「19,770」に、「6,190」を「6,500」に、「10,160」を「10,670」に、「16,350」を「17,170」に、「4,760」を「5,000」に、「7,810」を「8,200」に、「12,570」を「13,200」に、「1,650」を「1,730」に、「2,720」を「2,860」に、「4,370」を「4,590」に、「1,430」を「1,500」に、「2,350」を「2,470」に、「3,780」を「3,970」に、

「1,110」を「1,170」に、

|       |
|-------|
| 1,800 |
|-------|

を

|       |
|-------|
| 1,890 |
|-------|

に、「2,910」を「3,060」に、

「1,860」を「1,950」に、「3,060」を「3,210」に、「4,920」を「5,170」に、「1,610」を「1,690」に、「2,640」を「2,770」に、「4,250」を「4,460」に、「1,240」を「1,300」

に、「2,030」を「2,130」に、「3,270」を「3,430」に、

|       |
|-------|
| 3,690 |
|-------|

を

|       |
|-------|
| 3,870 |
|-------|

に、「6,070」を「6,370」に、「9,760」を「10,250」に、「3,200」を「3,360」に、「5,260」を「5,520」に、「8,460」を「8,880」に、「2,460」を「2,580」に、「4,050」を「4,250」に、「6,510」を「6,840」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第73号

#### 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは」および「生徒もしくは」を削り、「これら」を「これ」に、「生徒等」を「学生等」に改め、別表注1中「同じ。」の右に「、障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）」を、「義務教育学校」の右に「、高等学校」を加え、「（前期課程に限る。）」を削り、「6歳以下の未就学者」を「18歳未満の者」に改め、同表注2を削り、同表注3中「県内の」の右に「幼稚園、」を加え、「の児童」を「（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童」に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があった施設（以下「保育所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事」に改め、同表注3を同表注2とし、同表注4中「障害者が」を「障害者および介護者が」に、「当該障害者」を「これらの者」に改め、同表注4を同表注3とし、同表注5中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の」を「幼稚園等の幼児、」に、「または」を「もしくは」に、「が学校行事」を「または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事」に改め、同表注5を同表注4とする。

第2条 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「320」を「360」に、「540」を「600」に、「260」を「290」に、「430」を「480」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第74号

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中注12を注13とし、注3から注11までを注4から注12までとし、注2の次に次のように加える。

- 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）が屋内グラウンドまたはトレーニング室を個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

別表第2項注3中「者および」を「者、」に、「（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）」を「および介護者」に改める。

第2条 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「7,270」を「7,630」に、「11,200」を「11,800」に、「14,500」を「15,200」に、「22,500」を「23,600」に、「29,000」を「30,500」に、「51,500」を「54,100」に、「79,400」を「83,400」に、「103,000」を「108,000」に、

45,000

を 47,300 に、「58,200」を「61,100」に、「145,000」を「152,000」に、

「225,000」を「236,000」に、「290,000」を「305,000」に、「2,120」を「2,230」に、「2,900」を「3,050」に、「3,580」を「3,760」に、「5,400」を「5,670」に、「7,130」を「7,490」に、「4,250」を「4,460」に、「5,040」を「5,290」に、「1,450」を「1,520」に、「2,370」を「2,490」に改め、同項第2号アの表中「260」を「270」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に改め、同号イの表中「260」を「270」に、「2,600」を「2,700」に、「410」を「430」に、「4,100」を「4,300」に、「580」を「610」に、「5,800」を「6,100」に改め、別表第2項第1号の表中「3,170」を「3,330」に、「860」を「900」に、「4,100」を「4,310」に、「5,150」を「5,410」に、「2,370」を「2,490」に、「580」を「610」に、「3,840」を「4,030」に改め、同項第2号の表中「2,500」を「2,630」に、「3,170」を「3,330」に、「3,840」を「4,030」に、「5,820」を「6,110」に、「8,320」を「8,740」に、「2,250」を「2,360」に、「3,050」を「3,200」に、「3,710」を「3,900」に、「5,570」を「5,850」に、「7,820」を「8,210」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第75号

**滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

**第1条** 滋賀アリーナの設置および管理に関する条例（令和元年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表注3中「者および」を「者、」に、「注11において同じ。）」を「以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者」に改める。

**第2条** 滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「2,530」を「2,660」に、「3,910」を「4,110」に、「5,050」を「5,300」に、「5,060」を「5,310」に、「7,810」を「8,200」に、「10,100」を「10,600」に、「17,710」を「18,600」に、「27,340」を「28,700」に、「35,350」を「37,100」に、「10,120」を「10,600」に、「15,620」を「16,400」に、「20,200」を「21,200」に、「50,600」を「53,100」に、「78,100」を「82,000」に、「101,000」を「106,000」に、「1,170」を「1,230」に、「1,810」を「1,900」に、「2,350」を「2,470」に、「2,340」を「2,460」に、「3,620」を「3,800」に、「4,690」を「4,920」に、「8,190」を「8,600」に、「12,670」を「13,300」に、「16,420」を「17,200」に、「4,680」を「4,910」に、「7,240」を「7,600」に、「9,380」を「9,850」に、「23,400」を「24,600」に、「36,200」を「38,000」に、「46,900」を「49,200」に改め、同項第2号の表中「570」を「600」に、「800」を「840」に、「100」を「110」に、「200」を「210」に改め、別表第2項の表中「680」を「710」に、「860」を「900」に、「930」を「980」に、「1,220」を「1,280」に、「600」を「630」に、「800」を「840」に改め、別表第3項の表中「1,050」を「1,100」に、「1,550」を「1,630」に、「2,200」を「2,310」に、「280」を「290」に、「2,800」を「2,900」に、「2,100」を「2,210」に、「3,100」を「3,260」に、「4,400」を「4,620」に、

「

|     |
|-----|
| 550 |
|-----|

」を「

|     |
|-----|
| 580 |
|-----|

」に、「5,500」を「5,800」に改め、別表第4項の

表中「520円」を「550円」に、「710円」を「750円」に、「880円」を「920円」に改め、別表第5項の表中「2,230」を「2,340」に、「3,380」を「3,550」に、「3,950」を「4,150」に、「620」を「650」に、「1,020」を「1,070」に、「1,220」を「1,280」に、「1,520」を「1,600」に、「2,300」を「2,420」に、「2,690」を「2,820」に改める。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第76号

## 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中注9を注10とし、注3から注8までを注4から注9までとし、注2の次に次のように加える。

- 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が競技場を個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

第2条 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「7,270」を「7,630」に、「11,200」を「11,800」に、「14,500」を「15,200」に、「22,500」を「23,600」に、「29,000」を「30,500」に、「51,500」を「54,100」に、「79,400」を「83,400」に、「103,000」を「108,000」に、

「45,000」

を「47,300」に、「58,200」を「61,100」に、「72,700」を「76,300」に、「112,000」

を「118,000」に、「145,000」を「152,000」に、「225,000」を「236,000」に、「290,000」を「305,000」に、「3,710」を「3,900」に、「5,680」を「5,960」に、「26,300」を「27,600」に、「39,600」を「41,600」に、「37,100」を「39,000」に、「56,800」を「59,600」に改め、同項第2号の表中「260」を「270」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に改め、別表第2項の表中「2,500」を「2,630」に、「4,100」を「4,310」に、「4,900」を「5,150」に、「1,450」を「1,520」に、「2,120」を「2,230」に、「2,370」を「2,490」に、「3,050」を「3,200」に、「4,620」を「4,850」に、「5,400」を「5,670」に改める。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第77号

## 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中注11を注12とし、注3から注10までを注4から注11までとし、注2の次に次のように加える。

- 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者がアリーナを個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

第2条 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「7,270」を「7,630」に、「11,200」を「11,800」に、「14,500」を「15,200」に、「22,500」を「23,600」に、「29,000」を「30,500」に、「51,500」を「54,100」に、「79,400」を「83,400」に、「103,000」を「108,000」に、

45,000

を 47,300 に、「58,200」を「61,100」に、「72,700」を「76,300」に、「112,000」

を「118,000」に、「145,000」を「152,000」に、「225,000」を「236,000」に、「290,000」を「305,000」に改め、同項第2号中「580円」を「610円」に改め、同項第3号の表中「5,290」を「5,550」に、「8,600」を「9,030」に、「10,600」を「11,100」に、「17,200」を「18,100」に、「21,200」を「22,300」に改め、同項第4号の表および別表第2項の表中「260」を「270」に、「2,600」を「2,700」に、「410」を「430」に、「4,100」を「4,300」に、「580」を「610」に、「5,800」を「6,100」に改め、別表第3項の表中「2,900」を「3,050」に、「4,250」を「4,460」に、「5,040」を「5,290」に改める。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第78号

## 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中注14を注15とし、注13を注14とし、同表注12中「（障害者基本法（昭和45年法律第84

号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)」を削り、「同号」を「障害者基本法第2条第1号」に改め、同表注12を同表注13とし、同表中注11を注12とし、注3から注10までを注4から注11までとし、注2の次に次のように加える。

- 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)および障害者の使用のために介護を行う者が競技施設を個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

**第2条** 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「7,270」を「7,630」に、「11,200」を「11,800」に、「14,500」を「15,200」に、「22,500」を「23,600」に、「29,000」を「30,500」に、「51,500」を「54,100」に、「79,400」を「83,400」に、「103,000」を「108,000」に、

「45,000」

を「47,300」に、「58,200」を「61,100」に、「72,700」を「76,300」に、「112,000」

を「118,000」に、「145,000」を「152,000」に、「225,000」を「236,000」に、「290,000」を「305,000」に、「2,120」を「2,230」に、「3,440」を「3,610」に、「4,250」を「4,460」に、「6,890」を「7,230」に、「8,470」を「8,890」に、「13,000」を「13,700」に、「17,200」を「18,100」に、「21,200」を「22,300」に、「34,400」を「36,100」に、「42,500」を「44,600」に、「68,900」を「72,300」に、「84,700」を「88,900」に改め、同項第2号の表中「260」を「270」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に改め、別表第2項の表中「4,250」を「4,460」に、「5,680」を「5,960」に、「7,130」を「7,490」に、「2,900」を「3,050」に、「5,040」を「5,290」に、「1,840」を「1,930」に、「2,120」を「2,230」に、「2,500」を「2,630」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第79号

#### 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表注3中「者および」を「者、」に、「」が」を「以下同じ。)および障害者の使用のために介護を行う者が」に改め、「場合」の右に「およびアリーナを個人使用する場合」を加える。

第2条 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「4,250」を「4,460」に、「520」を「550」に、「5,200」を「5,500」に、「6,350」を「6,670」に、「780」を「820」に、「7,800」を「8,200」に改め、別表第3項第1号の表中「3,300」を「3,470」に、「4,100」を「4,310」に、「5,040」を「5,290」に、「6,610」を「6,940」に、「7,400」を「7,770」に、「8,340」を「8,760」に、「9,920」を「10,400」に改め、同項第2号の表中「260」を「270」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第80号

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第21号)

の一部を次のように改正する。

別表第1項注4中「者および」を「者、」に、「」が」を「以下同じ。」および障害者の使用のために介護を行う者(以下「介護者」という。)が」に改め、同表第2項中注9を注10とし、注2から注8までを注3から注9までとし、注1の次に次のように加える。

2 県内に居住する65歳以上の者、障害者および介護者が個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

第2条 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「12,700」を「13,300」に、「25,600」を「26,900」に、「89,200」を「93,700」に、「50,900」を「53,400」に、「127,000」を「133,000」に、「256,000」を「269,000」に改め、同項第2号の表中「640」を「670」に、「6,400」を「6,700」に、「760」を「800」に、「7,600」を「8,000」に、「1,020」を「1,070」に、「10,200」を「10,700」に、「1,270」を「1,330」に、「12,700」を「13,300」に、「1,530」を「1,610」に、「15,300」を「16,100」に、「1,780」を「1,870」に、「17,800」を「18,700」に、「510」を「540」に、「610」を「640」に、「810」を「850」に、「1,220」を「1,280」に、「1,430」を「1,500」に改め、同項第3号中「400円」を「420円」に改め、別表第2項第1号の表中「7,270」を「7,630」に、「11,200」を「11,800」に、「14,500」を「15,200」に、「22,500」を「23,600」に、「29,000」を「30,500」に、「51,500」を「54,100」に、

「79,400」を「83,400」に、「103,000」を「108,000」に、

|        |
|--------|
| 45,000 |
|--------|

を 

|  |
|--|
|  |
|--|

」

47,300」に、「58,200」を「61,100」に、「72,700」を「76,300」に、「112,000」を

「118,000」に、「145,000」を「152,000」に、「225,000」を「236,000」に、「290,000」を「305,000」に改め、同項第2号の表中「260」を「270」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に改め、別表第3項第1号の表中「900」を「950」に、「640」を「670」に改め、同項第2号の表中「2,500」を「2,630」に、「4,100」を「4,310」に、「4,900」を「5,150」に、「1,450」を「1,520」に、「2,120」を「2,230」に、「2,370」を「2,490」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県条例第81号

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表注2中「者および」を「者、」に、「」が」を「以下同じ。」および障害者の使用のために介護を行う者が」に改める。

第2条 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「430」を「450」に、「490」を「510」に、「710」を「750」に、「310」を「330」に、「640」を「670」に、「400」を「420」に、「1,130」を「1,190」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県条例第82号

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）の



一部を次のように改正する。

別表中注10を注11とし、注3から注9までを注4から注10までとし、注2の次に次のように加える。

- 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

第2条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「240」を「250」に、「320」を「340」に、「200」を「210」に、

「280」を「290」に、「170」を「180」に、

|   |    |
|---|----|
| 同 | 50 |
| 同 | 60 |

を

「

|   |    |
|---|----|
| 同 | 60 |
| 同 | 70 |

に、「430」を「450」に、「500」を「530」に、

「290」を「300」に、「230」を「240」に、「1,720」を「1,810」に、「160」を「170」に改め、別表第2項の表中「340」を「360」に、「430」を「450」に、「590」を「620」に、「310」を「330」に、「390」を「410」に、「540」を「570」に改め、別表第3項の表中「440」を「460」に、「600」を「630」に、「880」を「920」に、「1,580」を「1,660」に、「1,850」を「1,940」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第83号

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

- 2 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

第2条 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「9,520」を「10,000」に、「17,100」を「18,000」に、「14,500」を「15,200」に、「26,200」を「27,500」に改め、別表第2項の表中「260」を「270」に、「830」を「870」に、「320」を「340」に、「1,040」を「1,090」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第84号

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中注7を注8とし、注2から注6までを注3から注7までとし、注1の次に次のように加える。

2 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

第2条 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,980」を「2,080」に、「2,630」を「2,760」に、「3,950」を「4,150」に、「3,960」を「4,160」に、「5,290」を「5,550」に、「7,920」を「8,320」に、「11,900」を「12,500」に、「15,800」を「16,600」に、「23,700」を「24,900」に、「7,940」を「8,340」に、「10,600」を「11,100」に、「15,900」を「16,700」に、「31,700」を「33,300」に、「47,700」を「50,100」に改め、別表第2項の表中「190」を「200」に、「260」を「270」に、「320」を「340」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

-----  
滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第85号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,893,000」を「1,987,000」に、「99,000」を「104,000」に、「132,000」を「138,000」に、「165,000」を「173,000」に、「948,000」を「994,000」に、「1,080,000」

を「1,134,000」に、「56,000」を「59,000」に、「76,000」を「79,000」に、

「  
93,000  
」

を 98,000 に、「540,000」を「567,000」に、「920,000」を「966,000」に、

「  
98,000  
」

「139,000」を「146,000」に、「872,000」を「916,000」に改め、別表第2項の表中「900」を「950」に、「5,800」を「6,100」に、「50,000」を「53,000」に改め、別表第3項中「1,980円」を「2,080円」に改め、同表第4項の表中「630円」を「660円」に、「860円」を「900円」に、「1,260円」を「1,320円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。